

令和2年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年3月17日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和2年3月17日(火) 午前 9時01分
閉 会 日 時	令和2年3月17日(火) 午後 6時54分
委 員 長	市ノ川 徳 宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	阿 部 慎 也 田 中 克 美 秋 谷 修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 号	鴻巣駅東口地区整備対策委員会条例を廃止する条例	原案可決
第 1 3 号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 5 号	鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 9 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 2 号	令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 2 3 号	令和元年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 2 4 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 6 号	令和 2 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第 2 8 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 2 9 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 3 1 号	令和 2 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 3 2 号	令和 2 年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	大塚泰史
都市建設部副部長	三村正
都市計画課長	島村信行
都市計画課副参事	堀岳夫
建築住宅課長	関口敬一
建築住宅課副参事	中島隆晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	清水千之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中越好康
都市建設部参事兼道路課長	中根治人
道路課副参事	大堀勝彦
下水道課長	山崎眞也
下水道課副参事	原口登志美
都市建設部参事兼水道課長	矢部正樹
水道課副参事	原口均
都市建設部参与兼産業団地プロジェクト	福田順一
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎徹

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	山縣一公
吹上支所長	瀬山慎二
川里支所長	関根和俊

書記	小野田直人
書記	中島達也

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから、まちづくり常任委員会を開会いたします。
委員会記録の署名委員を指名いたします。田中克美委員と秋谷修委員に
お願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第11号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第12号 鴻巣駅東口地区整備対策委員会条例を廃止する条例、議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例、議案第14号 市道の路線の認定について、議案第15号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第22号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第23号 令和元年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第26号 令和2年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 令和2年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地地区画整理事業特別会計予算、議案第29号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地地区画整理事業特別会計予算、議案第31号 令和2年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第32号 令和2年度鴻巣市下水道事業会計予算の議案14件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第14号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。その後、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めます。

議案第24号及び議案第26号については、区画整理事業特別会計予算の次の議題とします。議案第24号の一般会計予算については、歳入、歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、一般会計予算及び一般会計補正予算の説明は、時間の都合もあり、

事前に説明資料を各委員に配付済みであることから、省略いたしたいと思えます。

また、質疑については、質疑をする内容についてよく整理をしていただき、議案第19号及び第24号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をお願いいたします。よろしくお願ひします。この方法でご異議はございませぬか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第14号について執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございませぬ。議案第14号は、市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めぬものでございませぬ。

それでは、路線の認定、2路線について順次ご説明いたします。議案及び本日お配りしました参考資料の公図の写しと事前検測した現地写真も併せて御覧いただきたいと思えます。

初めに、図面ナンバー1の市道認定図を御覧ください。市道H-225号線でございますが、起点を鴻巣市ひばり野1丁目132番4地先(P3「ひばり野1丁目132番14地先」に発言訂正)とし、終点を鴻巣市ひばり野1丁目132番1地先とします。幅員4.5メートル、延長52.65メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2の市道認定図を御覧ください。市道吹1130号線は、起点を鴻巣市榎戸字前田耕地517番3地先とし、終点を鴻巣市榎戸字前田耕地519番4地先とします。幅員4.5メートル、延長81.96メートルの路線でございます。

以上2路線につきましては、いずれも開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございませぬ。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前10時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません、1点発言の訂正をお願いしたいのですが、市道H-225号線の起点なのですから、実際は鴻巣市ひばり野1丁目132番14地先なのですから、先ほどの出発前の説明、私の説明でひばり野1丁目132番4地先と行ってしまいました。大変失礼しました。実際は、起点は鴻巣市ひばり野1丁目132番地14地先でございます。失礼しました。

(委員長) これより議案第14号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) では、H-225号線のところでございますけれども、こちらゾーン30というふうに明示されていらっしゃいました。これゾーン30のところにも関わってくるわけなのですから、ひばり野1丁目につきましてのゾーン30の事業というのは今年度だったかと思えます。今回この開発道路、どの時点でといいますか、このゾーン30であったということが分かっていたのか。たまたまそのゾーン30の中に開発のところがあり、ゾーン30というふうになったのか、その辺の経緯をちょっと教えていただければと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) H-225号線なのですから、これは開発の許可日が平成30年12月19日となっておりますけれども、その前の審査の段階でこの区域はゾーン30に指定するということが決まっておりますので、その中でゾーン30という路面標示をさせていただきました。以上です。

(川崎) では、もう一点なのですから、今見せていただきましたところが幅員が4.5メートル、あたりは5メートルということでありました。最近はこのような幅員が多いのかなというふうに認識しておりますが、かつては6メートルという幅員というのも多く存在していたという

ことは承知をしております。そこで伺いたいのですが、どちらにしても道路ですので、市の帰属になるわけなのですが、この4.5メートル、5メートル、またあるいは6メートルというこの幅員の違いによって改修、改良の優先順位というのが違ってくるのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長)開発による道路の幅員なのですけれども、開発面積が1,500平方メートル未満は4メートル以上、1,500平方メートル以上6,000平方メートル未満が4.5メートル以上、6,000平方メートル以上1万平方メートル未満が5.5メートル以上と決まっていますのですけれども、その後の修繕に関しましては、それが古くなったときの修繕に関しまして、特に順番というものはつけておりません。劣化による危険性だとか、そういったものを考慮して修繕のほうはしております。以上です。

(田中)すみませんでした、遅れまして。ちょっと、ではH-225号線のところからまず質問をさせていただきます。

12区画に対してのセンターの道が4.5メートルで、先ほども話あったようにゾーン30ということで標示があると。これ当然業者が全部もうやったのだと思うのですが、あとます、それと今回メジャーわざわざ当てて写真撮っているのが気になるというか、あるのですけれども、U字溝の規格とかに対して先ほど道路幅員の話がありましたので、U字溝の規格についてと、舗装の厚がどこにも出てこないのですけれども、その規格についてちょっとお伺いいたします。

(道路課副参事)ただいまご質問いただきました道路帰属物、ます、U字溝、そういったものの規格についてということなのですが、そちらのほうの規格につきましては、開発に伴う市道の設置について基準がございます。その中で曲がり点、合流部、そういったものにつきましてはますを設けること、これが一つの基準です。それとあと、U字溝の規格については、最小断面、30センチの幅、深さ30センチ、それ以上のものを造ること、また側溝の蓋については落ち蓋式、コンクリート製のものを用いるような形が基本となります。舗装の厚さにつきましては、その

規格、基準の中で表層、一般の6メートル未満の道路につきましては厚み、表層厚5センチ、その下に路盤材としまして粒調碎石15センチ、その下切り込み碎石19センチ、こちらでの規格を示しております。

以上です。

(田中)では、ほかにあとごみの置場が写真が多分あったと思うのです。ひばり野のほうなのですが、これは開発の件数何件につき造らなくてはならないというのをちょっとお聞きする。吹上のほうはその辺ちょっと気がつかなかったのですけれども、戸数はあったと思うのですが、ごみ集積場がちょっと見当たらなかったのです。車が通っただけだからかも分からないのですが、その辺についてお聞きいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、ごみ集積場の面積なのですがけれども、鴻巣市の開発指導要綱によりますと、ごみ集積場の用地は有効面積1戸当たり0.2平方メートル、最小面積1平方メートルとし、その施設は3面を重ブロック3段積み以上で囲い、敷きについては厚さ10センチのコンクリートとし、併せてごみが飛散しないような施設の設置に努めることとなっております。1区画0.2、例えばH-225号線につきましては12区画ありますので、それ掛ける0.2、2.4ですね。2.4以上はなければいけない。その中でごみ集積場の面積は3.36となっております。3段積みに関しても写真のとおり囲われているということになっております。前田耕地のほうに関しまして、吹1130号につきましても区画数が7区画掛ける0.2、1.4になります。その中でごみ集積場の面積は2.0となっておりますので、いずれもクリアしております。それで、吹1130号のごみ施設のところなのですが、一番角っちょ、図面の中で、のところに現在家が建ち始めていたと思うのですが、その部分になります。よろしいですか。

(田中) はい。

(都市建設部参事兼道路課長) 以上です。

(田中) あと、雨水対策に対してのますとか、降りて見なかったのが気がつかなかったのですけれども、当然1軒ごとに浸透ますなりがついているかというのをちょっと確認したいのですが。お願いします。

(道路課副参事) 両今回認定をする場所につきましても、雨水流出抑制という基準に基づきまして各開発者のほうが雨水浸透施設を造っております。最終ますにつきましては、ポリプロピレンのタイプの浸透ますを設けているところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案11号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、単身高齢者等の増加を踏まえ、市営住宅の入居申込者等について、連帯保証人を要しないこととするとともに、民法の一部改正に伴い、規定の整備等を行うものです。

主な改正箇所としましては、まず第13条第1項ですが、市営住宅の入居に際しては、従来連帯保証人を必要としていましたが、今後単身高齢者

など親族や親しい友人が少ない方の増加が予想されることから、住宅に困窮した方が連帯保証人が確保できないために市営住宅へ入居できないようなことがないように、連帯保証人を要しないこととし、かわりに緊急時等連絡先を定めることとします。さらに、同条第3項で緊急時等連絡先の署名がなくても入居できる規定を設けます。

次に、民法の一部改正に伴うものとしまして、第21条、22条、23条ですが、民法で賃貸借契約に関する敷金や退去時の原状回復に関する規定が明確化されたことから、これに合わせて条文を整理します。また、第43条中の利率につきましても、民法の一部改正に伴い改正します。

次に、附則ですが、本条例の施行は令和2年4月1日としておりますが、経過措置としまして施行日前に入居された方などにつきましては、今までどおりの連帯保証人の規定が適用されることとしています。また、民法の一部改正に伴うものですが、施行日以降に連帯保証人を変更した場合は、連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限が設けられることとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) 令和2年4月1日から施行ということなのですが、先ほどの説明ではその前の人の入居については連帯保証人がそのまま要するというような説明だったと思うので、新しいというか、4月1日以降に借りる人に限って要らないということによろしいのでしょうか。

(建築住宅課長) そのとおりです。令和2年4月1日以降に入居の承認をした方については連帯保証人が不要となります。

(田中) 本会議場でもちょっとあったかと思うのですが、その前の契約の人の連帯保証人が亡くなったかという場合は、4月1日以降はその人に対しても要らないような答弁だったと思うのですが、それはどうなったのか。

(建築住宅課長) 施行期日の令和2年4月1日以前に承認をされた方については、連帯保証人が必要ですので、もしその今指定されている連帯

保証人が亡くなったとか、変更したいという場合でも連帯保証人が必要となります。新たな連帯保証人を定めていただく必要があります。

(田中) では、違う質問をさせていただきますが、よく普通の一般の高齢者施設だったり、介護施設だったり、マンションだったりするところにも連帯保証人がつけられない場合はお金、対価を100なり200なり払えばいいですよという規定がその中にあるのを見たことがあるのですが、鴻巣市の市営住宅に関してはそういう縛りというか、そういうものに関しては一切ないわけですね。それちょっと聞きたいのですが。

(建築住宅課長) 連帯保証人については、あくまでも法律上の自然人というか、普通の人の保証をお願いしておりますので、今のお話のように保証会社、法人にお金を払うことで保証してもらおうという、そういう制度は認めておりません。

(川崎) それでは、今ご説明がありました鴻巣市市営住宅管理条例新旧対照表に基づいてちょっと何点か質問をしたいのですけれども、第21条のところの2番、3番について、ちょっとまずお聞きをしたいと思います。

まず、この2番のところにつきましては、敷金のことが載っているわけなのですけれども、この敷金について、現在何か月分というのを敷金としているのか。これは以前と変わりがいいのかどうか、まず1点お聞きをいたします。

(建築住宅課長) 敷金につきましては、入居時に3か月分を納めてもらうことにしております。

(川崎) では、そのことについては変わりが無いということだと思いますけれども、ではその次なのですけれども、ちょっとこの意味合いをご説明いただきたいと思うのです。3のところ。第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行または損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除するということでもあります。ここについてはちょっとどのような意味なのかな、この線の引いてある部分ですね、ちょっと具体的にいい

ですか、説明を。

（建築住宅課長）この敷金について、滞納が生じた場合にはこの預かっている敷金で相殺するというような、そういう意味でして、この相殺は入居者が退去されるときにされるということになっておりますので、途中の段階で滞納があると、この滞納について入居者のほうから自分が今預けている敷金でこれを相殺してくれというようなことは請求できないという、そういう条文になっております。これは民法の改正によって、今までも判例でこのように扱われていたのですけれども、今回の民法改正で民法上も条文として規定されましたので、それに合わせて条例でもこの文を加えたということになっております。

（川崎）では、第23条の（5）のところなのですが、こちら旧のほうを見ますと、畳の表替え、ふすまの貼り替え等々具体的に、この修繕に関する費用というふうに具体的に載っているところが、新のほうでは前条第1項において市が負担することとされている以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用というふうになっているわけなのですが、この内容については旧のところに書いてある畳の表替え、ふすまの貼り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に関する費用ということと同じ内容だというふうに捉えてよろしいのかどうか伺います。

（建築住宅課長）この部分については、今までの内容と変更はありません。今までも入居時に入居のしおりの中でこういったものについては市の負担で、こういったものについては入居者負担ですというようなことで説明をしておりましたので、その部分は整理しただけで、内容についての変更はございません。

（川崎）これ本会議のときにも質疑をしている方がいました。これまで連帯保証人が弁済をしたケースということで、そのときの答弁によりますと26年度が4件、27年度が2件、こちらの通告書を出したという答弁でしたでしょうか。28年度以降はないというのは、これ通告書を出さなくて口頭で言ったというふうに受け止めたのですけれども、こちらのほうが資料によりますと家賃の滞納者が12人、令和2年2月1日現在いる

ということなのですが、昨日の答弁によります28年度以降は具体的な件数をおっしゃりませんでしたけれども、その件数をまず教えていただきたいと思います。

（建築住宅課長）28年度以降については、連帯保証人に債務履行請求書を送ったことはないのですが、その前段階の債務履行協力書を送ったことが30年度に1件ございます。あとは電話ですとか口頭等で協力要請をした件数については、ちょっと確実ではないのですがけれども、年に数件ぐらいずつございまして、それについては連帯保証人ないし入居者のほうから支払いを受けていると、滞納家賃の納付を受けているということになっております。

（川崎）この件数の方たちに債務協力を求めましたり、債務通告書を送ったりということ、実際に全部弁済をしてもらったというふうに考えてよろしいのですか。

（建築住宅課長）全額を納付されたというわけでないケースもございます。その場合には今後の納入について誓約書を出していただいて、その誓約書に従って納付をされていけば、その後は連帯保証人とかに請求書を出さないとか、そういうことになっておりますので、現在もそういった形で協力書を出したり、請求書を出した方の中にも現在もまだ滞納が残っている方はいらっしゃいます。ただ、その方たちはきちんと支払いをしたりとか、またはちょっとやむを得ない事情があるというようなことで滞納が清算されずにそのまんま残っているという方もいらっしゃいます。

（川崎）この条例改正で先ほど冒頭にご説明があったとおりに連帯保証人がなくても入れるということになりました。ということは、この弁済をする必要がなくなると、要するに緊急連絡先というのは必要になってくるけれども、この緊急連絡先になった人というのは連帯保証人ではありませんので、弁済の義務というのはないわけだというふうに捉えてよろしいのですか。

（建築住宅課長）弁済の責務のないのが緊急時等連絡先というふうになっております。

(川崎) そうしますと、当然ながらこの条例改正によって入居者にとっては大変なメリットになります。もうありがたいと思う方がたくさんいらっしゃると思います。市側によりますと、このデメリットというのは当然発生してくる可能性があります。というのは、今まで連帯保証人に協力要請をしていた弁済について、支払う必要がもうありませんので、どのような形をもって入居者にその支払いをお願いをしていくのか、また当然不納欠損だとかというふうなことも考えられるわけなのですが、これまで行ってきた支払ってもらいたいということができなくなるわけなのですが、そうしたデメリットをどのように解消しようと考えていらっしゃいますか。

(建築住宅課長) 現在の滞納の整理につきましては、平成26年に制定しました市営住宅家賃の滞納整理事務処理要綱というのがありまして、これに従ってやっております。これで期限までに納付がない場合には、督促状を送ると。滞納が3か月になると催告書を送って、納付誓約書を提出してもらおうと。4か月になると再催告書を送り、連帯保証人のほうには協力依頼をします。これが6か月以上になると、最終催告書を送付して、連帯保証人に債務の履行の請求書を送るというようなことでやっております。これによって26年当時900万ぐらいあった滞納が昨年度末には約200万円まで減っておりますので、この要綱の実施がかなり有効に働いていると考えております。そういう中で今回連帯保証人がなくなるのですけれども、今運用しております要綱をきちんとやっていけばそれほど長期の滞納者が出て滞納が増えていくと、大幅に増えていくというようなことはないものと考えております。

(川崎) 今の答弁によりますと900万円あった滞納が200万円まで減ったということでありましたけれども、ではこの200万円まで減った、700万円というのは全部その入居者が払ったというふうに考えていいのか、連帯保証人が払ったというものはこの中に入っていないのですか。

(建築住宅課長) 連帯保証人が払ったものも含めて減ってきております。

(川崎) この中で連帯保証人が払った金額というのは幾らになるのですか。

（建築住宅課長）実は連帯保証人に請求書を出してもその納付振込書の名義というのが入居者の名義の支払いの納付書で納めていただいているのです。なので、実際に連帯保証人が納付したのか、それから入居者が納付したのかについては、はっきりしたところは分からないのです。ただ、ちょっと前任の担当者などに確認したところ、実際に連帯保証人から手渡しで受け取った金額というのが、ちょっと29年以降記録がございまして、それによると、29年度に連帯保証人から直接頂いたのが32万7,400円、30年度が32万3,450円、令和元年度は6万1,200円というふうになっております。

（川崎）分かりました。

では、最後ですが、緊急連絡先というのは必要になっているということではありますが、この緊急連絡先もいないと、ないのですという方はどうなのでしょう。

（建築住宅課長）それが新しい条例の第13条の第3項にあるのですが、緊急連絡先が確保できない場合でも入居できるというような条文になっております。ただ、この場合は一応緊急連絡先がやはりないと、いざというときに困りますので、継続的に緊急連絡先の指名をお願いしていくというふうなことになります。

（川崎）そうしますと、緊急で入居したいと、ただこの土地には誰も知り合いもいないので、緊急連絡先もいないのですという方であっても入れる要件にはなる。ただし、緊急連絡先というのはその後も何とか探してくださいねというような働きかけをしていくということなのでしょう。

（建築住宅課長）はい、そのとおりです。

（秋谷）上の条項はほとんど質問があったようなので、新旧の対照表のほうの第43条以下の不正入居者等に対する明渡し請求の中で、第43条の2……3号か。古いほうだと、直したところからまず聞きますが、年5分の割合というのを法定利率というふうに読み替えるようになりましたけれども、現状その年5分と、現状の法定利率がどうなっているのか、まずその数字的なものをまず教えてもらえます。法定利率。

(建築住宅課長) 現在の法定利率は年5%となっております。

(そしたら同じということか。年5分との声あり)

(建築住宅課長) それがこの4月の1日から年3%になります。

(秋谷) 以前に鴻巣の市営住宅でも不正に入居されている案件が、何年前だったかな、たしかあったと思うのです。その不正入居者を要は本人確認というものを普通は実施していないと思うのです。というのは、適正に毎月毎月家賃が入っていれば、あるいは死亡届とかが出なければ当然のようにその人が入っているだろうと思うだろうから。そういう不正入居者のチェックというのはどのようにかけるのでしょうか。

(建築住宅課長) 市営住宅の場合には、やはりその入居承認をした方及びその家族の方が住まわれているということですから、不正入居というのはそれ以外の方が住まわれているということになると思うのですけれども、実際やはり市のほうで1軒1軒当たるわけにはいきませんので、そういったことは把握しづらいのですけれども、例えば入居の各市営住宅に管理人さんというのを入居者の中からお願いしておりますので、例えばそういう方から今までと違う見慣れない方が出入りしているというような情報を頂くこともありますし、あとは年に1回収入調査をしておりますので、そういう中で入居者についての確認をさせてもらうというふうなことで対応しております。

(秋谷) 前の都市建設部長がやっていたときだったかな。前に不正入居で、ちょっと言葉は悪いですがけれども、その筋の方と言ったらいいのかな、そういった方がたしか入ってしまっていた案件があったような報告を受けた気がするのだよな。要は入居している方がそういった関係のご家族の方。それで本来だったら入居するときに家族構成やら何やらを書いて入居申込みをする。でも、現実的には親戚というのかな、そういった方が入り込んでしまっていたという話があったのです。当然住民票なんてそういった方々は動かさないから、収入上の調査とかもできないのですけれども、そういうのはもう分からないからどうしようもないのでしょうか。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時58分)

◇

(開議 午前10時59分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部長) 私が建築課長等をやっている段階では、そのようなお話しはございませんでした。その中で今建築住宅課長がおっしゃったとおり、その確認については管理人あるいは年1の収入調査等によって来庁していただく形で確認しておりますので、その程度はできるかなと思います。あとは、だからイレギュラーなのが管理人からの情報という形であれば、出向いて行って確認、あるいはまた指導という形はできると思います。

以上です。

(秋谷) あとは最後、今指摘した条文の中で最後のほうだな、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならないと、この部分の条文については今回いじっているわけではないのだけれども、逆にそういう不正入居の方に対してはこの部分は何か法律上で例えば3倍にしてはいけない、4倍にしてはいけない、2倍でなければいけない、2倍以内にしなければいけないというような縛りはあるのでしょうか。

(建築住宅課長) これも不正入居ですとか、そういったような対応については公営住宅法とその施行令によって定められております。また、国土交通省のほうが出している公営住宅の管理条例の標準的な管理条例の案がありまして、そこでも同じように定められております。

(2倍ということかの声あり)

(建築住宅課長) はい。鴻巣市の場合にはそれをそのまま準用しているということです。

(秋谷) では、最後に近傍同種の住宅の家賃というものは各市営住宅ごとに出してあるのですか。要は近傍の同種のアパート家賃というのかな、

そういったものは全部把握されているのですか。

(建築住宅課長) この近傍同種家賃も法令のほうに算出の方法が、計算式が定められておりまして、それによって住宅の建設年ですとか、そういったようなもので計算で求めるようになっております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第11号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鴻巣駅東口地区整備対策委員会条例を廃止する条例について、執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、議案第12号 鴻巣駅東口地区整備対策委員会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

これは、鴻巣駅東口地区の整備事業を推進するために、昭和53年に従来の鴻巣駅前広場整備対策委員会を名称変更して以降、昭和50年代から現在に至るまで駅前広場の整備を含めました鴻巣駅東口の整備に関する事項につきまして、必要に応じ審議をいただいておりますが、現在の鴻巣駅東口駅通り地区の再開発事業が終結に近づきまして、鴻巣駅東口

の整備がほぼ完了することから、当該委員会はその役目を果たし終えたと判断いたしまして、これを廃止するものでございます。

以上でご説明を終了いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）必要に応じて現在まで開催をしてきたということでありました。およそ何回ぐらい開催してきたのか、またその都度のテーマ、内容があったかと思いますので、そのことについて質疑をいたします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）この委員会の改正の設置が昭和50年度に行われまして、53年度から開催されまして、平成2年度から23年度までは毎年開催されていたという記録がございます。約20回、二十数回程度開催してきたという状況でございます。平成2年度当時、鴻巣駅の東口の整備方針について諮問しまして、その後答申を頂きました。その諮問があつて再開発事業で進めるという形が進み始めたと聞いております。その後、そのA地区、C地区、E地区の経過報告や方針の報告が毎年行われてきたということで記録されております。

以上です。

（川崎）内容を今ご説明をいただきました。この委員会を開いたというわけですので、経過報告というのは当然だったかと思えますけれども、当然その前にはこれ東口の整備方針について諮問も受け、答申もしてきたという委員会であります。その後も様々再開発、A、C、E地区の経過報告なりをただ説明をしただけではなく、その都度いろんな結論というのでしょうか、その委員会ごとの開催したごとの結論なりあったのかどうか。要するに単なる報告だけで済んでいていたのかどうかということをお伺いをいたします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）実際の諮問が、記録によりますと、平成2年当時1度、鴻巣駅東地区の整備方針について諮問しておりまして、鴻巣駅東口地区整備の早期事業化に努めるという答申を頂きました。この諮問答申が1回という記録がありまして、その平成2年以降も再開発事業について地元の方が準備組合を設立しまして、進み始めたという

中で毎年その状況を報告していたという記録になっております。

以上です。

（川崎）確認になりますけれども、現在までというようなお話でございましたけれども、一番最後に開催されたのはいつだったのか。そのときの内容についてお伺いをいたします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）一番最後は平成23年度、平成24年の3月に開催しております。そのときの内容が、A地区がほぼ、24年度ですから、終盤を迎えていました。道路、駅前整備の状況はもうほとんど完成に近い状況。C地区、E地区の道路状況につきましては、もともと都市計画道路だということで、今の駅通り地区の道路形態と同じような状況の報告であったと思います。当時A地区のアネックスビルのほうの視察と三谷橋大間線のアンダーの道路が竣工していました……工事中だったのかな。その視察ということの内容になっております。

以上です。

（秋谷）根本的なところをお伺いしたいのですけれども、この鴻巣駅東口地区の整備対策委員会というのは、今取りあえず整備の済んでいるA、C、E地区以外のB、D、F地区については何ら検討はされなかったのでしょうか

（都市建設部参事兼市街地整備課長）駅前整備につきまして、昭和50年代に区画整理事業による整備というのが1回駅前広場整備対策委員会が発足して答申で区画整理事業という方針が出ました。ところが、地元のやはり反対組合等の結成で区画整理のほうが行わないという状況の中で、先ほど申し上げた平成2年適切な事業手法ということで、A、C、E、そのときにBとD入れた4丁目側との計画を検討したところ、その当時BとDの地区、4丁目側の地元の方のそういった再開発に対しての機運がなかったということで、その当時A、C、Eの準備組合、地元の方が結成して進み出したという経緯となっていますので、今のところ今の駅通り地区、CとEを合併した地区をもって駅前の整備は事業終了というふうに考えております。

（秋谷）A地区、C地区、E地区やって、駅前がきれいになったという

か、高度利用ができるようになって、駅は一変したと思うのだけれども、やはりB、D、あとはFか、そちら側の方々も今報告のあったときとはもう状況がもしかしたら変わっているのではないかと思うのですけれども、そういった調査というのはいかれないものなのですか、もう。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）その当時も検討したという中で、大分たっていますけれども、そういったような情報というか、お話が今のところ具体的にありませんので、今のところはそういった検討は市のほうから行っておりません。

（秋谷）そうすると、逆に地権者側のほうからそのような意向というものが幾つか上がってくれば、名前はどのようにせよ、こういった類いの委員会はまた再度設置するというお考えでよろしいのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）委員会を設置するかどうかはまた機運の状況になると思うのですけれども、まずは事業化に向けて進めるかどうかという判断。その後進み出してから、やっぱりこういった答申をできるような委員会を設けるかどうかというような流れになるかと思っています。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第12号 鴻巣駅東口地区整備対策委員会条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) それでは、議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について、第1条、鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程、第2条、鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業施行規程、第3条、鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業施行規程の一部改正は、同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

これは、令和2年4月1日より施行される土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、換地処分を行った際に発生する清算金の分割徴収または分割交付の利子の利率について、分割交付する場合の利子の利率が6%、分割徴収する場合にあっては年6%以内を土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率に、分割徴収する場合にあっては当該法定利率以内に改めるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) 現状原馬室、滝馬室と、あとは北新宿第二、あとは広田の関係で清算金を分割納付されている方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。要は新しく条例改正する該当者。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 今現在、原馬室・滝馬室土地区画整理事業だけしか清算になっておりませんので、該当するのは原馬室、滝馬室だけなのですけれども、こちらにつきましては7名の方が清算のほうをやられまして、現状ではもう返していて、3名の方が現在支払いをしているような状況です。

(秋谷) その3名の方に対する分割納付にかかっている利率は何%なのでしょう。現状。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) こちらに関しましては、換地処分の翌日、この状況ですと平成28年3月12日なのですけれども、この段階における利率ということになっておりまして、0.1%という形で決められております。

(年0.1ねの声あり)

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 0.1です。

(秋谷) そうすると、この今回定める条例というのは、あくまでマックスの利率になるのかな。分割徴収する場合にあっては年6%以内だから、その年6%以内というものは、要はこちら側で相手の状況によって、あるいは市況状況というのかな、それによって柔軟に対応していいという理解でいいのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) そのとおりです。実際には0.1でもう固定しておりますので、今回のこの改正があったからといってまた上がってしまうだとか、そういったことはございません。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

(休憩 午前11時19分)

◇

(開議 午前11時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第15号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼水道課長) それでは、議案第15号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。

これは、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、鴻巣市水道事業の設置等に関する条例、鴻巣市監査委員に関する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例で引用する地方自治法の条番号が繰り下げられたことから、所要の改正を行うほか、鴻巣市監査委員に関する条例におきまして文言の整理を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 条文の繰り下がりとかそういったのはいいのですが、監査委員に関する条例がどのような一部改正があったのか、ちょっとご説明をできるだけ分かりやすくお願いしたいのですが。

(監査委員事務局長) 監査委員に関する条例の一部改正については、監査委員事務局のほうから説明させていただきます。

こちら、今説明がありました地方自治法234条の3の2ですが、こちらにつきましても職員の賠償責任のことになっております。職員の賠償責任につきましても、職員は故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと、または怠ったことにより生じた普通地方公共団体への損害を賠償することとなっております。今回条例が繰り下げられました地方自治法243条の2ですが、こちらのほうにつきましても、普

通地方公共団体の長につきましては、普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときについては、監査委員に対してその事実があるかどうかを監査委員に付し、損害賠償の有無及び損害額を決定することを求めて、その決定に基づき、期限を定めて賠償を職員に命じなければならないこととなっております。こちらのほうについては、今ご説明させていただいたとおり、条ずれということ、243条の2が243条の2の2に地方自治法変わりましたので、こちら条ずれということになっております。

以上、説明終わります。

（秋谷）そうしましたら、損害賠償事項のところちょっと説明があったのですけれども、例えば具体的にどういった事象が起こった場合にどのような役割というのかな、監査委員さんが行うべき事象があるのかという部分を何か例示してちょっとご説明していただけると分かりやすくなるかな。

（監査委員事務局長）今のところ、市のほうではこういった例示がないので、なかなか難しいかと思うのですが、例えば職員が何か不正を行ったり、その職員の間違いによって市のほうに損害を与えた場合、例えば何か税のほうの場合ですと税率を間違えて市民のほうから多く取ってしまったと。それを返すような形ではありますが、返すだけではない場合に、例えばそういった方々に通知を出したりとか、場合によってはいろんなパターンで郵券料がかかるような場合、1人だけではなくて何人もの場合は最初通知を出すような形。そうすると、金額が郵券料がかかるような形になります。それを市長のほうに監査委員さんのほうに、その金額について、または実際にその賠償責任の有無があるかどうか、それと金額について幾らぐらいなのかというのを決定を監査委員のほうでして、それを市長のほうに報告すると。市長はそれに基づいて、期限を定めてその金額を職員に払うように命じるというような形になります。これ一例なので、ほかのパターンもいろいろあるかと思うのですが、なかなか今まで例示がないものなので、なかなかお答えしづらくて大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

以上です。

(秋谷) そうすると、今の例示をお伺いすると、これは市の水道事業の設置等に関する条例の一部だから、要は水道課の職員さんのほうで何かしら間違いというか、あるいは管理しなければならないことを怠ったであるとか、そういった場合に万々が一市民の方であるとか、あるいは法人の方に何かしらご迷惑をおかけして、そういったときにその市の職員さんにそれを怠ったとか、誤った処置をした方に対しての要は条例のお話ということでこの部分については理解でいいのかな。

(監査委員事務局長) はい、そのとおりでございます。また、今回水道、下水道も併せて条例を改正しているのですけれども、ほかの一般会計の部分もこちらのほう、監査委員に関する条例で同じような形で改正されていますので、一般予算のほうについても同じような形になります。以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第15号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時28分)



(開議 午前 11 時 28 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 29 分)



(開議 午前 11 時 31 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) それでは、結構あるのですけれども、時間の範囲の中でまず1回目させてまいりまして、その後また時間が巡ってくるようでしたらお願いをしたいと思います。

それでは、前後するようになって大変申し訳ないのですけれども、一番最初に一番聞きたかったことを質問させていただきたいと思いますので、申し訳ございませんが、ページ数でいきますと27ページになります。27ページ、そして歳出でいきますと38ページ、39ページになります。事業名といたしましては、糠田運動場施設災害復旧工事561万6,000円の減額補正になっておりますが、この工事の内容について伺いをいたします。

(都市計画課長) こちらにつきましては、台風19号に伴い荒川が増水いたしましたして、糠田グラウンドは冠水いたしました。その後、水は引けたのですが、多目的グラウンドであるとか、サッカー場及び駐車場の広範囲に堆積した土砂がありましたので、それを撤去し、整地をするために行った工事であります。

以上です。

(川崎) 減額になりましたけれども、その根拠についてはいかがでしたでしょうか。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、補正を出す段階におき

ましてはまだ水があつたりとか、あと堆積をしていましたので、中までと申しますか、いわゆるグラウンド内まで立ち入ることはできませんでしたので、おおよその深さを算定して泥の量を算定いたしました。その後、新たに実際工事を発注する段階では、実際その深さ等も全部測りましてやったのですが、やはり現状やってみますと泥の量とかそういうものがありまして、あと請負残の関係もありまして、残りの請負残を減額をしたものでございます。

以上です。

(川崎) ちょっと基本的なことをお伺いをするのですけれども、泥、汚泥ということでございますけれども、これというのは、ごみの種類というのでしょうか、その汚泥を引き受けてくれる業者というのですか、結構多数あるものなんでしょうか。なかなか泥を引き受けてくれるところというのはあまりないというふうに伺っております。というのも、泥、汚泥というのは、これ種類のというと産業廃棄物ではないというふうに聞いているのですけれども、どうなのですか。

(都市計画課長) 今回につきましては、泥の、泥と申しますか、これ実際は河川の運んできた泥ですので、砂がかなり混じっているのかなと思っております。不純物というよりも砂が混じっているかなと思うのですが、こちらのほうについては今回糠田グラウンドから外に搬出しているわけではないので、その場内の中で整地をして敷きならしをしたものです。それで、一般論的に確かにそれを搬出するには多少それはお金はかかるかと思うのですけれども、今回はなるべく、いわゆる川からというか、出た泥ですから、特にそこに人が手を入れたとか何かという泥ではないので、そこの中で経費も削減する意味で搬出はしていないということで、これは国土交通省さんとお話をした上で処置をしております。

(川崎) 搬出をしていないということですので、その理由は分かりました。

それでは次に、今度は順を追っていきたいと思いますけれども、6ページに戻ります。6ページに戻りまして、歳出でいきますと30ページ、31ページになります。これは資料のほうでも頂いたことなのですが、産業団

地プロジェクトで繰り越しの理由について、全地権者の合意書取得が難しい状況との理由でございましたけれども、その詳細を教えていただければと思います。

（産業団地プロジェクト課長）産業団地プロジェクトでは、昨年から産業団地の事業化に向けて地権者からの合意書の取得を行っております。全地権者、一応未相続の方もいらっしゃるのですけれども、59名に対して合意書の取得を進めていたところなのですけれども、現時点では約9割の方の合意書を取得できているところです。残りの方につきまして、最後にお会いしたのが2月の28日になるのですけれども、その時点でも事業には合意いただいているのですけれども、ちょっと交渉の内容なので、詳しくはご説明できませんので、申し訳ないのですけれども、そこは省略させていただきますけれども、最終的な合意には至らなかったため、来年度に繰り越すということになっています。

以上です。

（川崎）では、同じページになりますが、道路改修事業、583万円です。説明によりますと、道路境界の確認が必要な箇所が判明し、境界確認に不測の日数を要したとのことでしたけれども、何か所あったのか、またこのようなことというのは例年あるのかどうかについて伺います。

（道路課副参事）ただいまのご質問で、道路改修事業、今案件につきましては、市道吹804号線、場所は明用字壺ノ耕地、こちらのほうで発注した工事1件分でございます。今回の工事の内容が側溝の布設替えというのが含まれております。通常改修工事につきましては、道路の舗装の打ち替えなどが主なために、改修工事での繰越明許というのは少ないのですが、今回側溝というものの布設替えがございました関係で途中の繰越明許を上げさせていただいております。

なお、不測の日数という形で境界の確認のほうは2月12日から進められておりまして、既に確定をさせていただきました。着工の遅れが生じたことによって完成に至らないことも想定されていたため、繰越明許のほうを上げさせていただいた状況でございましたが、現在施工内容の一部変更をしまして現場はもう既に竣工しております。昨日完成届を頂いた

状況です。段取り的には、今後、今週内になります。竣工検査を実施する予定ということです。

以上でございます。

（川崎） それでは、同じページになりますが、三谷橋大間線 2 期工事の整備事業 9,291万9,000円ということですが、この進捗状況についてお伺いをいたします。

（道路課副参事） 三谷橋大間線、こちらのほうの進捗状況はということのご質問なのですけれども、進捗状況、2種類ほど考えております。まずは契約が済んであるお宅、要は用地取得率と申しますか、こちらのほうを申し上げたいと思います。ちょっと古いですが、1月末における契約済み面積ベースの用地買収率、用地取得率になりますと約81%です。今回繰越明許で上げさせていただいている全案件、こちらを集計しますと約95%の取得です。また、整備済み、既に両側のほうの側溝、歩道まで整備済みということで、整備済み延長ベースでの整備率としましては、現在、本年度事業は実施しておりませんが、約19%となっております。以上でございます。

（秋谷） 33ページの道路課が所管の三谷橋大間線の2期工事の整備事業のところで、道路用地の購入費を500万減額、それで物件移転で500万円入れているわけなのだけれども、これは何か事情があるのかな。何か事前に渡された資料を見ただけだと、確かに市が買う土地が要らなくなって、でもその代わりに補償するものができた。何かつじつまが合い過ぎてしまっていて、何かこの事前に渡された説明だけだとちょっと理解し難いのですけれども、そのあたり説明お願いできますか。

（道路課副参事） 委員さんおっしゃるように、数字がうまくできているという形になりますが、当初、実のところを言うと、用地代金の中、用地代金として見てみたものが内容的に実は用地費用ではなく権利割、中に2件ほど借地権をお持ちになっている方がいらっしゃいます。用地費で当初購入予算を上げさせていただいた、それは借地権割合等が確定されていないからです。今回、権利割合については用地費の支出ではなく権利消滅補償金という補償の案件となることから、500万円を落として、

補償のほうの500万円を上げるという形をさせていただいたところでございます。

（秋谷）そうすると、例えば道路に沿った部分のある一部分のところにあった権利を要は補償金でその権利をなくしてもらったと。でも、もともとそこにある地所自体は残っているわけではないですか。その土地というものはもう購入済みなのですか。購入していないのですか。それとも、これは買わなくても道路事業に問題がない土地なのですか。

（道路課副参事）ただいまの状況なのですが、現在のところでもそちらの土地の権利者様と鋭意交渉中でございます。そちらの土地の取得、明渡しがやはり必要となりますから、現在用地交渉に向けて進めている最中でございます。

（秋谷）要は用地交渉しているその土地というものは、まず上に乗っている権利部分がある意味今回補償して買ったわけだから、従来の何も無い自然の土地の権利よりもこの上の権利がない分だけ単価は安くなるものなのですか。

（道路課副参事）例えばの話、その土地、本来自分で持っていれば100のもの、自分が乗っていれば100%のものを頂く形になりますが、権利割合が、民民の話になりますが、借地をされている方とお互い取決めをして例えば4割、6割となりますと、本来100のうち4割、仮に借地権を持たれている方が4割あるという決まりになりましたら、その4割は権利消滅補償金という形でその借地されていた方にお支払いします。残りの6割について、用地費という形で地主さんのほうに支払われる形になります。

以上です。

（秋谷）そうすると、今回上がっている場所というか土地は、その権利の割合は何対何になっているのでしょうか。

（道路課副参事）権利の割合は、民民の話もございますので、この場では伏せさせていただくような形、お願いしたいと思います。

（秋谷）そうすると、あくまで民民話だから、ここでは出せないけれども、ちゃんと要は決まっているというのは間違いがないのですね。要は

今回500万円払っているではないですか。でも、もしもともと買う部分というものが、仮にですよ、1,000万で買う予定だったと。それで今回500万権利部分で払っていて、これが何割になるかによってはこちら側が決まってくるではないですか。要は買う部分の値段が。だから、そういったものはもうあらかじめこの権利を払うときに際して、もう分かって500万円払っているわけですね。分かっていなければこの500万円が逆に出ないから。

(道路課副参事) こちらの500万円算出につきましては、他のトータルの補償費または総合的に年次、当初の予定していたもの、当然精査をしながらやらせていただいている状況でございますが、予算上はおおよそ3割という形で計算上はさせていただいたところ です。

(田中) 一応この説明があった中からということで質問ができるという話なので、私は通告していなかったの、なかなかちょっとはみ出している質問はしづらいのですけれども、まず……

(補正はいいんです、別に。補正はの声あり)

(田中) すみません。では、三谷橋大間線の2期工事、3期工事というのが多分あると思うのですけれども……

(3期はしないの声あり)

(田中) ああ、そうか。一応その中で中山道に対しての右折ラインというのは次年度の新年度予算になるということですか。それとも、鴻神社の辺りだけちょっといじったので、その見通しについてちょっと聞きたいのですけれども。

(道路課副参事) 委員ご質問のは中山道側のお話も兼ねてくるかなというふうにはちょっと推測はさせていただいております。現在三谷橋大間線2期工事、こちらのほうは宮地交差点のほう、国道17号から中山道、鴻神社前交差点、こちらまでを事業区間として実施しております。実施の期間としましては、令和4年度開通に向けて現在進めているところでございます。関係する内容としまして、県道、こちらのところも実際の話としましては右折帯がなく、熊谷方から来る車両がボトルネックになっ

ていてなかなか右折ができなくて渋滞をしているという事例も発生していることから、ホットな情報ではございますが、現在ついせんだって3月の2日、埼玉県の方では中山道の拡幅ということで、場所につきましては駅側ですと新藤商店の付近から、それとは逆側の熊谷方面については大光銀行の先の道路まで、あそこら辺までを延長約170メートル区間について、幅員16メートルの街路事業を始めるという認可を取得したところです。ただ、三谷橋大間線の開通時期と事業実施時期、非常にずれが生じておりますことから、県の方から情報を伺っているところによりますと、令和4年度するときには買収の方を若干でも進めて、右折非常帯といって少し膨らみを持たせた、車線に膨らみを持たせて右折が今よりもしやすくなるような小規模な交差点改良も含めて実施していきたいという旨は伺っているところでございます。

以上です。

（田中）今のちょっと説明のほうだと旧中山道の右折帯の話だったと思うのですがけれども、あそこを通っていますと、当然先の話ですけれども、右折帯、直進、当然信号機の右折を多分つけるとは思うのですがけれども、そうでないと直進がいるので、右折今なかなかしづらい。逆に今みたいに詰まっていれば、反対側の右折がいれば、その間に右折してしまうという、通り抜けできるのでありますが、ちょっとその辺は考えていただきたいなということで、質問ではないのですが。私、行田県道のほうからの右折帯、ちょっと鴻神社側と多分後ろ、今駐車場になっているかねきやとの間のうちとか、ちょっと下がっていると思うのです。駐車場になったところ。だから、右折当然つけるということで、その辺の見通しについてお聞きしたいのですが。

（道路課副参事）事業の実施、令和4年度完成に向けて現在進めているところです。工事に最終完成的になりましたときには、右折帯を設置しながら、また右折の右矢印信号、こちらにつきましては現在ついていないかと思ったのですが（P32発言訂正あり）、そちらについて、実際に信号を管理する県警のほうに要望を上げていきたいと考えております。

以上です。

(田中) 時間大丈夫。あと2点、申し訳ない。

では、ちょっと道の駅の関係なのですけれども…

(何ページの声あり)

(田中) 21あたり。いいのだよね、道の駅。だめなのでしたっけ。

(何事か声あり)

(田中) 産業道路であればいいのだね。同じページ、産業道路多分あったところで。すみません。では、産業道路の関係なのですけれども、さっき買収、なから95とか、数字が80とか95とか、用地買収のいつているというような話だったと思うのですが、現在あの地区を見ると、予定ではなくてもう買い取ってしまっているのかなという感じが、何にも畑がしていないので、もう市の用地取得に、市でいいのですよね。県。になっっているのかという、その辺のちょっと確認をしたいのですけれども。

(産業団地プロジェクト課長) 昨年から行っているのは、県の事業化に向けた合意書の取得でありまして、決して用地売買契約をしているわけではなくて、現時点では地権者の名義のままとなっています。現地が何か稲作等やっていないのではないかということについては、事業の進捗も踏まえてちょっと耕作者の方には来年、今年度ですね、今年度耕作は難しいのではないかということでお話をしているところです。令和2年度ですね。

(田中) ということは、去年のうちは、去年というか、まだ名義は地権者にあるということで、ただ協力的なのかどうか分からないけれども、結構みんな植えてあるものがなくて、私も1件、もううちではないから持っていったいいよとかというのもあったのですけれども、その辺はスムーズにいきそうかどうかだけお聞きします。

(産業団地プロジェクト課長) 地権者の方には一応合意書取得したときにある程度の県と国で農林調査やっているもので、まだ正式にどのぐらいの時期というのは分かりませんが、今後令和2年度には恐らく、令和2年度中には売買契約等を進めていこうという話をした中で、気が早い人は本当に植木とか、柿の木とかもう移転していただいたりと

か、あとは看板業者の手配もしていただいたりとかという方もいらっしゃいます。実際にこちらからいついつまでに撤去してくださいとかお話ししたわけではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。いいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(何事か声あり)

(委員長) すみません。暫時休憩します。

(休憩 午前 11時58分)

◇

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) 1点訂正をお願いしたいと思います。

休憩前に田中委員様より三谷橋大間線2期整備工事の事業説明の中で鴻神社前交差点、こちらの信号機についてありました。市道三谷橋大間線、こちらのほうについて右矢印信号、こちらはございます。県道中山道、こちらにつきましては、右矢印信号がない状況でございます。県が整備に合わせて管理する県警本部に対して、右矢印信号につきまして要望していく方向を考えております。

以上です。

(委員長) それでは、この件に関しては、字句その他の整理について委員長に一任願います。

ほかに質疑はございませんか。

(川崎) 何点かお伺いをいたします。

30、31ページのところになります。歳入でいうと12、13ということになりますけれども、住宅等耐震改修促進事業の助成金についてなのですが、内示額が要望に満たなかったというようなことですが、その理由と例年どうだったのかということについてお伺いいたします。

(建築住宅課長) この内示額については、毎年住宅耐震改修事業という

ことでこの事業の半分、2分の1の17万5,000円を歳入として計上されているのですが、内示ですので、補助金ですので、満額が来るわけではありませぬので、その中で調整としてこの分はほぼ毎年減額という、3月議会で減額というふうにしております。

(川崎) 続きまして、ページでいきますと14、15ページになります。こちらのほうでは、都市計画課では身近なみどり市町村支援事業補助金、あと市街地整備課で身近なみどり市町村支援事業補助金ということで、それぞれ219万2,000円が計上されております。ここについて具体的にどこなのかということをお伺いをいたします。どこに充てるのかについて伺います。

(都市計画課長) まず、上の都市計画課のほうになります。こちらのほうは、広田中央特定土地区画整理事業地内の街区公園、今スーパーのアバンセさんの裏で公園を3,000平米ぐらいで造っておりますが、その芝生、緑地化に該当する。緑地化に充てる補助金であります。以上です。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 市街地整備課の部分なのですが、こちらは駅前の駅通り地区街区公園整備工事、こちらの緑地の部分ということで申請しまして、補助金が出るという内容となっております。

(川崎) 市街地整備課にまた再質問なのですが、と申しますと、今仮称になっておりますが、新設になります鴻巣宿おおとり公園の緑化に充てるということでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 工事名が仮称駅通り地区街区公園となっていましたけれども、実際公募をかけまして、今名称のほうで鴻巣宿おおとり公園ということで、同じ公園です。以上です。

(川崎) あそこになったということ……

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ええ、その公園です。

(川崎) そう申しますと、ここに関連してなのですが、34ページ、35ページにはこちらの鴻巣宿おおとり公園につきまして、予算残額が

1,400万円ということでありまして、その主な理由について伺います。この緑化に充てるということによって、この予算残額ということもこの予算残額の中に、その分も含めてということで、割と大きな数字にはなるかと思うのですけれども、含まれているのかということで関連してお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) まず、身近なみどりの支援補助金というのは、歳入の部分でございますので、こちら歳出のほうには関わってございません。

それで、この減額、1,400万の減額なのですけれども、主立ったところ、補正をさせていただいたのですけれども、発注した中で請負残が主な理由ということでございます。

以上です。

(川崎) 委員長、あと2点質問があるのでございますけれども、よろしいですか。駄目。

(委員長) 分かりました。

(川崎) 駄目だったら1つにします。

(委員長) どっちでもいいです。手短にお願いします。

(川崎) では、2点させていただきます。

ページ数でいきますと32ページ、33ページになります。この1点目なのですが、17節の公有財産購入費の道路用地購入費及び22節補償、補填及び賠償金の物件移転補償料についてですが、交渉が難航していた案件とは具体的にどのようなことだったのか、また契約の見込みが立ったとのことなのですけれども、具体的な詳細についてお伺いをいたします。

(道路課副参事) 年度当初になります、とある地区施設道路の路線におきまして、かなり難色を示された、自分の敷地の切り方、そういったものがございます。やはり足運びまして、声をかけ続けたところ、何とかご理解をいただき始めたということで、内部調整をさせていただいて、現在のところはまだ契約はできておりません。ただし、大まか内容につきまして、ご理解をいただいているという状況でございます。

以上です。

(川崎)では、最後になりますけれども、大間近隣公園整備事業です。同じページになります。1,301万2,000円が減額となっております。これは事業費確定によってというふうになっておりますが、この大間近隣公園整備事業の、このまず減額の主な理由と、現在の進捗状況及びパブリックコメントが集まっているかと思っておりますが、主にどのような内容だったのか、かいつまんでパブリックコメントについてはご説明をいただきたいと思っております。

(都市計画課長)まず、減額のほうになるわけですが、まず設計委託料、それから費用対効果分析業務委託料、こちらのほうについては業務委託の中で発注したところ、落札がこちらの設計よりも低かったものですから、こちらのほうについては請負の残額の補正でございます。

また、事業認可、図書作成業務委託料につきましては、当初はこちらのほう事業認可を取って申請をしてというふうなことを考えておりました。その後、県との協議によりまして、既にこちらの大間の近隣公園につきましては、用地のほうが取得済みだということもございまして、であることから、事業認可の取得がなくても、国庫補助金の事業としての採択は変わりなく受けられますということもございましたので、こちらのほうについては事業認可のこの業務委託は発注しておりません。その減額でございます。

それから、パブリックコメントというご質問の中で、こちらのほうにつきましては、昨年、令和元年の8月から9月にかけて、パブリックコメントを行いました。こちらのほうは、22名、104件のご意見をいただきました。主なものとしたしましては、こちらのほうについては設備に関する要望、設備といいますと、細かく言いますと、ウォーキングロードであるとか、日陰であるとか、そういうものを設置していただきたいというようなご要望でございました。

こちらのほうのパブリックコメントのほうにつきましては、こちらの委員会終了後に内容等を印刷したものを委員会の委員さんのほうにお渡ししながら、細かい説明のほうはさせていただければと思っております。

以上です。

(川崎) 答弁漏れで現在の進捗状況はどうでしたっけ。

(都市計画課長) 現在の進捗状況でございますが、全て発注したこちらの業務委託、設計業務委託、それから費用対効果分析業務委託のほうについては既に業務が完了して、こちらのほうについては完了しております。来年度に向けて、一応予算は令和2年度においては泥の搬出というものの予算をしておりますので、今のところ順調に進んでおります。以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 8ページ、9ページの歳入で社会資本整備総合交付金なのです

けれども、市としては希望をどれくらい出して、交付率はどれくらいだったのでしょうか。これ今回の補正も合わせて。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 1 5 分)



(開議 午後 1 時 1 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) その社会資本整備総合交付金が、要は満額が出る計算で物事を当初予算だったら組むわけでしょう。それで、結局この交付率が、例えばどれくらい減額することによって、要は当初と比べるとどれくらい影響というのが出ているのかどうかというのを伺いたかったのです。それはお答えできます。何か出ますか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) ちょっと資料がなくてあれなのですけれども、全体のトータルとしましては、社会資本の中で通常、臨交と言われている部分に関しましては6割ほど来ておりまして、区画整理で要望しています都市再生区画整理というものに関しましては9割ぐらい来ているような状況なのですけれども、足りないところに関しましては国のほうに要望活動を今年の1月にさせていただきまして、来年度に向けてはそういううちのほうで要望している額に近い額が頂けるような形をお願いをしているところでございます。

(秋谷) そうすると、令和元年度も9割近くは社会資本整備総合交付金のほうは一応頂いているは頂いているという解釈でいいのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 都市再生区画整理というメニューに関しましては9割ぐらい頂いたということです。

(秋谷) それについてというわけではないのですね。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) そうです。通常と臨交と言われる交付金に関しましては、50%の金額、補助率になっているのですけれども、実際都市再生区画整理というものに対しては3分の1ということになりますので、約33%という形のものでいただいているような状況です。

(秋谷) あとは、事業のほうの2,000万円の減額のところで、1年遅らせて、今年度は何とか勘弁してくれと、要は来年度だったらいいよという、何かその具体的な理由ってあるのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 時期をちょっと考えているようでして、よく言われる方位とか、そういうような何かそういうものなのかもしれないのですが、来年度であればということでは言われておりまして、向こうの意向も多少聞かなくてはいけない部分もありましたので、その部分については来年度のほうで予算化させていただいて、今年度この2,000万を落とさせていただくような形を取りました。

(秋谷) 変なことを聞いたようだけれども、要はたしか広田のほうのお話かな、一番最後に来てくれよと、協力するからさと言って、でも一番最後になってもなかなかオーケー出さなかったような事案があったと思うので、今回は間違いがないというか、大丈夫なのでしょう。念のために聞くけれども。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在のところでは、そういうお話で伺っておりますので、その方とも当然お話を続けておりますので、現状では来年度になれば契約していただけるというふうに考えております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業

特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和元年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）8、9ページの区画道路の築造工事の減額の中で、今年度関係機関との調整、あとは隣接地権者との交渉の影響でというところですが、けれども、ちょっとどの辺かと、口答でどこどこが目印があつてと、もし説明できたら、まず場所を教えてくださいなのですが。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）広田の調整池が2か所あるのですがけれども、その東側のほうといいますか、アバンセ寄りのほうにある調整池のところの上側になるところなのですがけれども、そちら側に実際水路と道路ができるような形に、もともと水路がありまして、その脇に道路ができるような状況なのですがけれども、そこに実際今フェンスとかがついていないのですが、そういうフェンスをどうしていくかとか、その費用をどうしていくかとかというところと、そこを出入口として使っている方がいまして、その出入口のところを今板をかけたような形で渡っているのですがけれども、今後フェンスなんかをすることになりますと、開けるということになれば、当然水路の占有を取っていただいたりして、それ相応の構造物を造っていただいたりしなくてはいけないので、そういった部分としての占有をどうするかとか、そういった地元の方との調整にちょっと時間を要してしまったという感じですか。

（秋谷）関係機関との調整という部分はどのような内容なのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 道路課のほうなんかと、水路に面しているものですから、今まではフェンスも何もないようなところだったのですけれども、そういったフェンスをどうするかとかというような協議と、費用面をどちらで見るかというような、そういった協議を。

(秋谷) そんな大したことではないね。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) はい。

(秋谷) そうすると、そこを要は水路を渡る方、占用を取る際というのは橋をかける、橋というのは役所側がこういう規格でとお願いするものなのですか。それとも、利用する方が自分はこれでいいやというので勝手にかけられるものなののでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) それに関しましては、ある一定のそういった構造物ではなくてはいけないというのがあるようですので、地権者の方は現状では簡易なものというふうな話だったのですけれども、うちのほうとしては、そういった形で開けて使いたいということであれば、それ相応の規格のものでお願いしたいということで、お願いしている部分でちょっと時間がかかってしまったという。

(秋谷) そうすると、ある程度の構造物をとということになると、当然利用される方が自己負担で造ることになるのでしょうかから、安いものではなくてしまうではないですか。そうすると、ここ自体の築造工事が利用者の方の橋というか、そういった構造物ができるまで逆にできなくなってしまうということなののでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 今現在の道路の高さというのが少し上がるものですから、どちらかという一旦道路工事を施工した後に橋というか、渡るものを造っていただいて、その後、占用は当然その前に出していただくようになると思うのですがけれども、それで許可を受けた上でそういった構造物を造っていただいて、うちのほうはそれまでの間というのは柵の位置というのは当然向こうの方と協議したところに造らせていただくのですがけれども、開けるところについては、取りあえず当面は入れないような状況に、ロープなりを張っておくよう

な形で考えております。

(秋谷) そうすると、新年度以降はその工事というものは普通に進められるというお話でいいのでしょうか。要は利用される方を待たなくていいのかどうかということ。要はできるものかどうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)そこにつきましては、うちのほうの計画どおりに進めさせていただくような形で考えております。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 令和元年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、557ページのところになりますでしょうか。説明の中

では保留地売却収入ということで計上されております5,135万ということ、予定としまして、790平方メートルを売却予定であるというふうにお聞きをいたしました。ですので、今年度の実績ということについてはどうなのでしょう。今年度の実績を鑑みて予算というふうに捉えましたので、ちょっとその辺お聞きしたいのですが。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）今年度は2月現在でいきますと、5区画売れておりまして、面積にしますと1,003平米ほどの区画になっております。現在もう一件契約予定になりそうなところがありますので、そこができれば1,188平米ぐらいの土地を売却できるような形になります。

以上です。

（川崎）そうしますと、今年度の予定としましては6区画、1,188平米を見込んでいるということでございました。令和2年度につきましては790平方メートルというふうにいたしますと、区画的にいきますと3区画ぐらいというような予定なのかなと思っているのですが、どうでしょうか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）委員おっしゃるとおり、3区画を予定しております。

（川崎）これ以前も聞いたかもしれないのですけれども、最終的に何区画、本当にこの北新宿の事業の終了まで、あと何区画、あと何平方メートル売らなければならないという計算になるのでしょうか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現在の予定ですと、155区画販売する予定になっているのですけれども、実際広い土地なんかもありますので、そういった部分を分割したりして売っていく部分がありますので、数的にはもう少し増えるかもしれないのですけれども、現状ではそういった形のものになっておりまして、面積の総面積としましては、保留地が2万8,774平方メートルぐらいありますので、現在でいきますと1万7,739平方メートルを売っておりますので、残としましてはあと1万7,000平米ぐらいをまだ販売しているような形にはなってきます。以上です。

(川崎) 相当努力といたしますか、こちら側だけ努力してもなかなかうまくいかないところもあるのかもしれませんが、その辺の事情もあるのでしょうか、随分長期間かかるのかなというふうに受け止めました。次なのですけれども、次は561ページになります。この中で職員人件費ということで5,527万1,000円が計上されております。当面では6名とおっしゃいましたでしょうか。6名というふうに聞こえたわけなのですけれども。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) はい、そうです。

(川崎) その6名の方の事業内容(P49「業務内容」との発言訂正あり)というのでしょうか、についてお伺いをいたします。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 私を含めて6名分なのですけれども、事業としましては道路を築造したりだとか、先ほどの宅地を造成したりだとかというような工事を担当する者と、あとは換地といたしまして、土地を今の地権者の方にお返ししたりしているのですけれども、そういった方が従前地分筆とあって、いろんな土地を分割して分けたりとかという作業があったりするものですから、そういう換地を担当する者だったり、あと物件の移転をしていくものですから、その移転交渉をしていく者、あとは証明関係を、仮換地証明だとか、底地証明とかという、そういういろんな証明類を取りに来るような形になっているものですから、そういう方たちの証明をつくる者だったり、あとは保留地を販売していきますので、保留地を販売するに当たってどういう形で売っていくかというような形のもの、その金額を算定してホームページ上に上げたりだとか、そういった作業をする者などがおります。

(川崎) 今の具体的に内容をお話をいただいたのですけれども、勝手に人数をこちらのほうで当て込んでいきますと、およそ1人の方が1つのことを受け持ってやっているような状況なのかなと考えました。それが効率的なのか、専門的であれば効率的なのでしょうし、その辺はよく分かりませんが、といたしますのは1点、保留地販売に関わっている方というのは、これはお一人ですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) こちらに関しまして

は、全て当然交渉などもそうなのですけれども、2人でやったりだとかという形でやっているものですから、実際にはみんなで調整しながら時期を分けたりして、それぞれある程度の担当は設けているのですけれども、協力し合いながらやっているのが現状です。

（川崎）ここに関連してなのですけれども、時間外勤務手当として150万計上されています。実際にこの時間外勤務については今年度の状況がどうだったのかということをお聞きいたします。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）ちょっと数字的なものは持っていないのですけれども、やはり今超勤をできるだけしないで、時間内にとこのようなことがありますので、できるだけ時間内で収めるような形で処理をしていますので、超勤という意味ではさほどは行っていないのですけれども、ただ休みの日に出て、こういう保留地を買っていただいた方なんかでそこで契約してほしいだとか、交渉に行っていれば、当然休みの日ではないといないからということで行ったりしたりする部分に関しましては超勤になったり、もしくは振替だったりということに対応をしているような状況です。

（川崎）要はマーケティング戦略というのでしょうか。その土地の強みというものもあるかと思うのです。そうしたものをよく熟知をしてやっていかないと、これからの時代売れるだろうとか、何でも建物でも建てれば売れるだろうというような時代でもないでしょうし、一概に子育て世代が越してくると、広くて新しければ子育て世代が越してくるのだというような状況でもないでしょうし、あるいは還暦や仕事を退職されてからご夫婦で都内から引っ越してくるというパターンもあるわけですし、やっぱりその場所柄というのがどのような場所柄なのかということをややはり戦略を練る必要もあるのかなと思うのです。これまでの状況からしますと、データがあまりないかもしれませんが、これも保留地を売る上で必要だと思うので、お聞きするのですけれども、どのぐらいの年代というのでしょうか、購入された方たち、実際に住まわれている方というのはどのぐらいの世代の方たちが多いというふうに、世代別というような形での認識、把握というのはしていらっしゃいますか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）今資料がないので、世代という部分に関して今年どういうふうな形だったかというのはちょっとここでは今は説明できないのですけれども、実際買われている方というのは若年層の方が多いような形でありまして、大体30代ぐらいの方が主に買われているというのが多いのですけれども、中には親と同居でということで、大きな土地を買われる方なんかもいらっしゃいますので、トータル的に見ると、若い世代の方が多いと思います。

（川崎）この保留地公売というのがよく駅のポスターで見かけたりとかしますけれども、どのようなPRの仕方をしているのかということ伺います。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）令和元年度につきましては、地権者の宅地売買が多くなっておりまして、保留地の販売も競合しているような状況になっているのですが、現在予算額の販売は達成できているような状況でして、保留地の公売につきましては、PRとして鴻巣及び埼玉県ホームページのほうにこれを記載させていただいたりとか、あとは商業施設へ掲示したりだとか、駅への掲示板へ掲示させていただいたり、また近隣の住宅展示場などにチラシを置かせていただいて、そこから情報をいただいたり、一度来庁していただいて、お客様のほうから電話、こちらのほうに電話番号なんかを聞いて、その方にこういうのがありましたよとか、出ましたよとかというようなものを出したり、あとは住宅展示場の方なんか何かありますかとかというのがあったりするのです、そういった方にこういうのが出たので、どうでしょうかとかというようなお知らせをしたりとか、あとは案内でお客様が休みの日とかに来たいとかという方については、土日なんかでも希望のある場合には対応しているような状況です。

（川崎）今住宅展示場等にもそういうチラシなりを置かせてもらっているということでしたけれども、不動産業者ありますね。販売店というか、そこにも全部漏れなくこのチラシというのは置かせてもらっている状況ですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）不動産屋のほうには

置きには行っていませんけれども、来ていただいた不動産屋さんにはチラシを紹介していただければということで渡したりとかはしております。

（川崎）不動産業者さんで来ていただいたというのはどういう意味ですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）土地を調べに来ているような不動産屋さんなんかはいたりだとか、地元の方の関係で来ていただいた不動産屋さんなんかはこういうのが、うちのほうにも保留地がありますのでというふうな形でのアピールをさせていただいているというような状況です。

（川崎）相当な面積があるわけですので、不動産業者もいっぱいあるのです。もう鴻巣の駅前だけでも何軒あるだろうかということですので、ここには渡してここには渡さなかったというようなことよりは、漏れなく渡したほうがいいのではないかなと私単純に思うのですけれども。やっぱり駅だとか、そういうところも確かに目は引くのですけれども、本当にうちを買いたいなとか、そういうふうに思っていらっしゃる方というのは不動産屋さんに行きますから、普通。住宅展示場に行くというのもあるのでしょうかけれども、住宅展示場に行く場合は土地があって行くという可能性のほうが高いのかなと、私なんかはそう思うのです。土地から買おうとか、新しく新築で買おうというような人たちは不動産に行くと思うのです。どうですか。そのように全部にチラシを配付するということはできないのですか、逆に。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）チラシを配ることはそういう不動産屋に配ることはできなくはないと思うのですけれども、不動産屋も要は費用を取るといいますか、土地を売るときには当然そういった報酬をいただきながらやっているというところもありますので、個人の方に関してはそういった報酬を取られると思うのですけれども、こういった保留地に関してはそういった部分を出すことができませんので、実際お願いということは当然できなくはないとは思いますが、積極的に売っていただけるような形にはなかなかならないのかなと思う部

分はあるかとは思いますが。

（川崎）もちろんそうだと思います。あくまでも客層といいますか、購買層の広がりということで、その目にいかに留めていくかということで申し上げましたので、売る本体というのは、不動産屋のほうではありません、当然ながら。それはもちろんのことですけれども、そのような努力が必要なのではないかなと考えて、提案をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）また検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

（田中）今前任者質問がありまして、一応答弁がありました。事業費と保留地の販売、そして事務所の規模等から勘案しますと、この売る物件がちょっと少ないかなという、今のところ、その年度によって当然多いときと少ないとき、当然道路なんかの築造関係の費用も多いときと少ないときがあったと思うので、ピーク、当然今まであったと思うのです。それとあと、面積の値段の上下も年によって変わったと思うのですが、その辺の流れで今まで一番いいときというか、悪いときを見比べて、来年度はどうかというところをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）この保留地というのが、先ほど委員がおっしゃったように、道路の築造ができて、使用収益を開始したところでないと販売できないというところがございまして、今までのところで一番多く売れた件数としましては、12区画というのが1年間のうちで多く売れたところとして、一番少ないところだと、1区画しか出していなかったのかもしれないのですが、1区画というような形のときもございました。

来年に向けましては3区画ということなのですが、先ほど申したように、換地を使用収益開始ということで返せるところができて初めて保留地を売れるような状況になるものですから、実際仮換地指定というのが30年のときにほぼ99%ぐらいを仮換地指定をしているのですが、その形になるまでというのはまだ結局道路とかがもうこれから造っていけるような状況というのができないような状況があったものですか

ら、都市計画道路の変更ができたことによって、仮換地指定がやっとできたものですから、今後道路がどんどん、どんどんできていって、保留地というのもだんだん売れるようなまた形になっていくと思うのですけれども、現状ではまだ道路が今延ばしていっているような状況で、ここ数年はちょっと保留地の数が少ないような状況になって、それが終わりますと、また大きく出していけるような状況になるのではないかというふうに考えております。

（田中）北新宿の場合は駅から300ぐらいですか、300メートルぐらいですかね。今土地の値段、ちょっとお答えがなかったのですけれども、今保留地が3区画分出ているというので、その辺の面積との案分で大体出るかなと思うのですが、ざっくりでいいのですけれども、教えていただければと思います。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）大体今現在の平均的な価格というのは、6万5,000円ぐらいの平米単価になっております。先ほどの12区画だといったときには大体1億5,500万ぐらいの収入がございまして、1区画あたりは大体1,500万円前後のような形で、土地の当然面積にもよるのですけれども、そういった形で今のところ判断しているような状況です。

（田中）ちょっと余談になるかも分かりませんが、先ほど川崎委員のほうは不動産屋にという話だったのですけれども、私がちょっと見方が違うかも分からないのですけれども、住宅の会社のほうが割とこの発展性があるというか、自分のところでも利益を上げられるかなというふうにも考えられるのですけれども、その辺の手当て、今までの経過等分かりましたら教えていただきたいと思います。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）委員おっしゃるとおり、うちのほうは結構展示場から来られる方が多くおまして、そういう意味では展示場に置かせていただくことによって、結構そういう人を紹介していただけるようなケースが最近多くなっているものですから、どちらかという今展示場としては熊谷と上尾に置かせていただいているのですけれども、もう少しエリアを広げながら販売促進を図っていき

たいなとは思っております。

（田中）あそこの建物、ユニクスか、の後ろのほうの住宅も当然販売したところだと思うのですが、一応住宅の住居の規制があると思うのですが、普通の一般住宅以外に投資的なものでアパートだとか、そういう低層のワンルームか何かというものの買手というのは今までにないのですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）アパートとしましては、あまり買いたいと言ってこられる方はいらっしゃらないのですけれども、地権者の方、もともと持っている方たちが自分たちでアパートを建ててということ建てられている方はかなりいらっしゃいます。普通に今分割なんかをして、個人の方も販売をしているものですから、若干競合ぎみのような形にはなっているのですけれども、北新宿に関しましては、今のところ販売状況としてはいいような状況にはなっております。

（ちょっと訂正というか、発言についての声あり）

（川崎）すみません。訂正なのです。先ほど職員6名の事業内容と言ってしまいましたけれども、業務内容ということで訂正をお願いいたします。

（委員長）はい、分かりました。

では、委員の皆さんご了承願います。字句その他の整理については委員長に一任ください。

（秋谷）令和2年度に予算で令和元年度まで、いろいろ委員会でも、例えば私過去にこういうことを言ったのです。あそこに北新宿の生涯学習センターができて、あの辺りにお住まいをお買いになった方の、要はライフスタイルなんかを、名前は出さなくていいのです。ちゃんとあそこで暮らすと、こういうような生活ができるのですよというようなイメージを出したほうがいいのではないかと以前に決算なり予算なりで言ったような記憶があるのです。例えばインターネット上で土地購入あるいは土地を探しているみたいな検索をかけたら、そういうようなものに引っかかるような、例えばそういうような取組というのはされているのでし

ようか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）今年度ホームページをちょっとリニューアルしようと思ひまして、そういった写真なんかを見せながら、こういうユニクスとか、そういうのがあるのだよとかという形で、ちょっと1回作ろうとしたのですけれども、何かやはり名前が出たりするのがあまりよろしくないということで、何かちょっと個人的にはいいのではないかとは思ひたのですけれども、やっぱり公共的なものがやる際にはそういうのが出るとということだったものですから、小学校への距離だとか、そういうショッピングセンターまでの距離だとかというようなものを入れさせていただいたりとかして、少しリニューアルはかけたのですけれども、ちょっと思いどおりのものにはまだなっていないのですが、少しずつちょっと見て、こういうところなのだというのが分かるようなものにはしていこうかなというふうには考えてはいるのですけれども、現状はまだその程度でして、今後ちょっとまたもう少しこのまちというのがもっと来たいなというふうに思ひていただけるような、そういうホームページ作りをちょっと考えていきたいなと思ひております。

（秋谷）あとは、入居というか、あのエリアに転居された方の中で、例えば市の3世代の補助金を利用したり、こういういろいろ鴻巣に引っ越したらこういうようないいことがあったみたいなのをどう来た方の感想であるとか、生活のスタイルなんかをアピールというものをしていかないと、今後どんどん、どんどん、今ちょっとコロナショックで世界経済がどおんちと行ってしまっていますけれども、この先仮にいっぱいどんどん区画ができてきて、道路築造が終わっても、景気次第では本当にどんどん、どんどん、ただでさえ負けているのだから、当初に比べたら。悪くなってしまうので、そうするとイメージの戦略というのを上げていかないと見てもらえなくなってしまう。極端なことを言えば、変なことを言うようだけれども、例えば私だって今住んでいるところよりももっと駅のそばの土地があれば引っ越したいなとか、普通に思ひてしまっています。ただ、実際のところはそういうわけにはいかないから、そんな簡単には

動けたりしないけれど、どんどん、どんどん人間は利便性のいいほう、いいほうというほうに目を向けてしまうから、しっかりとここに暮らすところというような生活が待っていますよ。例えば総合病院はすぐそばに、役所の出先もあるしとか、あそこは実際のところは住民票とかも取れないだろうけれども、そういうイメージ戦略というのをぜひ考えてもらいたいと思うのだけれども。新年度ではどこにも出てこないのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 新年度予算ではそういった保留地販売に関しての内容の盛り込みというのは特にはないのですけれども、委員がおっしゃったような形ではもう既に聞いていたので、事務所の中ではそういう買われた方へのちょっとアンケート調査みたいなものをするような形で考えてはいるのですけれども、それをホームページ上に載せるときにどういうふうにするかとかという部分をまた検討しながらより、よく販売できるように努力していきたいと思います。

(秋谷) あと、当初この区画整理事業が平成から令和になったから、令和の4年度終了でしたっけ、5年度終了。取りあえずそのあたりでしたけれども、でもどう考えてももう間に合わないですよ。事業認可を延長というのですか、更新というのですか、そのことをそろそろ考えないといけないのではないのでしょうか。そのあたりについてはいかがですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業につきましては、事業計画上では令和4年度ということになっているのですけれども、その期間にできるようにということでは当然努力はしていきますけれども、現状からいうと、まだ線路から南側というのがなかなか出来上がっていないような状況ですので、その時期になった段階でできなければ、当然5年間というのが延伸の時期になっていますので、5年間の延伸という手続をさせていただくような形になってくるかと思います。

(秋谷) その延伸の、県のほうでしたね、たしか。埼玉県の方に出す時期というのは直前でいいのですか、それとも前もって県としっかりと調整をしなければならなかったりとかで、何年前までに逆に出さなければいけないのですか。そういうのは、時期的なもの。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 時期につきましては、
延伸する年度のときに県のほうに申請手続をさせていただくような形に
なります。

(秋谷) では、4年度中にやればいいのか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) はい。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 令和2年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業
特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を
求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画
整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時18分)

◇

(開議 午後2時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

北新宿事務所長より発言を求められております。どうぞ。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどの秋谷委員のほうからのお話で、交付率なのですけれども、社会資本のほうの交付率は53.7%という形になります。区画整理としてなのですけれども。

(委員長) いいですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) はい。

(委員長) 皆さん、ご了承ください。字句その他の整理については委員長に一任ください。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) ページでいきますと583ページになります。保留地売却収入ということで1,078万円を予算計上しているわけですし、483平方メートルの予定であるということでした。この事業の最終年度と見込み、現在の進捗状況についてどうなのかを1点お伺いいたします。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業につきましては、広田中央特定土地区画整理事業は令和2年度に完成予定ということで事業計画上はなっているのですけれども、現状は来年度出来上がるというような形ではなくて、ちょっとまだ反対している方がいらっしゃいますので、もう少し時間がかかりますから、来年度事業の変更をかせいでいただいて、5年延伸を見込んでおります。進捗状況としましては、総事業費ベースですけれども約88%、今年度末のまだ予定なのですけれども、88%を見込んでおります。

以上です。

(川崎) では、令和2年度完成予定であったということでしたけれども、今お話がありましたとおり、先ほどの北新宿のところでも秋谷委員が質問したことに関連するかもしれないけれども、ということで事業変更を令和2年度行うと。細かいこと聞くようですけれども、何月の時点でその事業変更ということを行う予定になっていらっしゃいますか。また、その際には5年後ということで、令和7年度までには終了する見込みというような形で変更を出すのかどうか伺います。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) これから来年度また事業計画変更の委託をかけたしまして、資料を作ってから縦覧などの作業に入っていくのですけれども、現状では5年延伸ということで考えておりました、令和7年に一度延ばしていただくような形になるのですけれども、ちょっと反対している方が今現在ちょっとうちのほうとしても何回も行っているのですけれども、今家にいらっしゃらないのか、電話をしても、実際に行っても、何しても、通知文を置いてきても、連絡が取れないような状況になっておりまして、その方とのちょっと交渉ができないかも、それが早くなるか、遅くなるかもちょっと現在では分からないような状況なのですが、それ以外、その方がどかないと道路ができなかったりとかというのがある部分がありますので、それ以外のところに関してはもっと早い段階で出来上がるような形では考えております。

(川崎) 答弁漏れというか、何月ごろに…

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 進行するかということですか。

(川崎) ええ。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) そこに関しましては、ちょっと業務委託を出して、その資料が整ってという形になってくるのですけれども、大体秋口ぐらいにその手続が踏めるような形で進めていきたいなというふうには考えております。

(秋谷) 今し方令和2年度の予算を組んだ予定では、88%の進捗率ということですが、お一人の方が関わっている部分というのは、残りの12%のうち何%ぐらいに当たるのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 面積的な部分でしょうか。

(秋谷) 面積でも事業費でもどちらでも。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 実際にちょっとまだ計算されてはいないので、10%ぐらいに該当すると思われま

(秋谷) 今年度2区画の保留地を販売する予定で、そうするとお一人の

方が関わっている部分で、残り何画地影響を受けるのでしょうか。要は売りたいくても売れないような状況になっているのでしょうか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）保留地のほうが全部で売る画地数、まだ分割する部分もあるかもしれないのですが、78区画を考えておりました、現在61区画ということになっています。その方が該当するのは1区画だけです。それ以外は今年度物件をどけたお宅なんかのところに道路が出来上がってきますので、それ以外の保留地については来年度以降に販売して、全部売っていくような形になると思います。

（秋谷）そうすると、先ほどの10%ぐらい関わっているというのは事業費ベースのほうですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）事業費ベースでそのぐらい。

（秋谷）そうすると、1区画だけということ、変なことを聞いてしまうようですけれども、個人情報に当たるなら答えることができなくて結構なのだけれども、連絡がついていないというのは何か全く分からない状態。例えば肉体的、健康的な問題であったり、あるいは年齢的な問題であったり、推測され得ることというのは何かあるのですか。もしその方と連絡をとるための、例えばほかの親族の方とかとの連絡というのも不可能なのですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現状では、息子さんと一緒に住まわれているということで、息子さんが朝早く夜遅くに帰ってくる職業だということなので、一応文書は置かせていただいているのですけれども、ちょっとご連絡が頂けないような状況ではあります。本人の方も、ちょっと近くの方なんかには聞くと、何か施設に入ってしまったのかなみたいな話もちょっとありまして、ちょっとその辺がまだアポが取れないので、どういう状況になっているかというのがつかめていないような状況です。

先ほど1区画と言ったのですけれども、街区といたしまして、何個も画地がついている街区がその方だけで2区画、2街区分あるような感じになっておりました、面積はそこそこ大きな区画になってしまっているよ

うな現状です。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第29号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、これより質疑を求めます。

(川崎)では、議案第24号ということで、ページ数でいきますと38、39ページ、歳出では118、119ページになります。ゾーン30の事業についてお伺いをいたします。このゾーン30の事業につきましては、警察のほうで場所を選定して実施するというので、当初29年度から33年度の5年間の予定と聞いております。鴻巣市におきましては、昨年度が宮地地区、今年度がひばり野、中央地区、先ほどちょうど認定道路で議案第14号のところでも見に行きました。令和2年度が吹上富士見2丁目、A地区ですか、及び3丁目のB地区ということです。これで一旦終了ということによろしいのかどうか、まず一回お伺いいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) ゾーン30なのですが、ゾーン30の

最初の始まりは平成24年度から平成28年度までの5年間について警察とともに整備をするといったことになっておりました。その間に整備した区域なのですが、まず平成25年に吹上富士見地区をゾーン30にしております。その後平成26年、本町地区、その後平成27年、生出塚地区、この24から28のうち平成25、26、27の間に3地区をゾーン30として整備しております。その後28年度、取りあえずそこまでという話だったのですけれども、その中で平成28年5月25日、鴻巣警察署のほうからまた5年間続きでやりますよと、やるので、一緒に整備地区を考えましょうということで、次の第2期というのですか、それが平成29年から当時平成33年と言われておりました。だから令和3年度まで。その中で、平成29年はなしで、平成30年は宮地4丁目、5丁目、東4丁目、大字鴻巣ですか、その地区を行いました。今年度、令和元年度にはひばり野、中央地区を行いました。その次に、次年度、吹上富士見A、B地区ということで、令和2年度終了時点では7か所の地区を行うこととなります。その次の令和3年度には一応予定はございませんが、もしかすると前例によると第3期があるかも分からないので、そうすると、令和3年に計画を立てますかとか、そういった話があるのか、来ないのか、全くちょっとそこから辺分からないのですけれども、そういった経緯がございます。

以上です。

(川崎) 警察と協議をして行っていく事業ですので、必ずしも市だけで選考してできる事業ではないということを私も承知しているわけなのですが、生活道路の安全対策ということが目的だと思うのです。ですので、住宅地を候補地として市が挙げて、警察で選定するということだと思いますが、今までのゾーン30事業を行った箇所につきまして、事業前に例えば実際に交通事故があったとか、そのようなことはあったのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) これを警察と協議して決める中では、川崎委員おっしゃったとおり、住宅区域の中であって通り抜け道路だとか、そういった形でなっているところだとか、そういった縛りがあるものですから、それまではゾーン30が存在する前は1つの路線について規制を

かけていたわけです。1本の道路が、この道路は40キロ、この道路は50キロだとか、そういったことよりもゾーンでくくってしまったほうが交通事故が少なくなるのではないかというのがこの事業の始まりだと思うのですけれども、そういった中で事故が起きたかとか、そういったことはちょっと分からないというか、記録にはないのですけれども、過去のやつを見ますと、やっぱり通り抜け道路として使われているので、危険な箇所である、そこは40キロなのだけれども、40キロの線なのだけれども、その区域のその部分に関しては非常に危険であるということでゾーン30の網をかけるみたいな、そういった事業でございます。

以上です。

（川崎）交通事故がなかったということであるならば、それはそれで一番結構なのですけれども、要はそういう危険性があるということで警察のほうと市のほうとでこの箇所にしようというふうな選定になるのかなというふうに思うのです。今課長お話がありましたように、また令和3年度、警察のほうから予定どうですかというふうな話があるかもしれないということをおっしゃっていました。どのような事態が想定されると新たに計画できるというふうに考えていらっしゃいますか。

（都市建設部参事兼道路課長）警察のホームページの中ではどんな場所で行うかというところがございまして、それは市街地等から2車線以上の幹線道路または河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所を選定しております。ということなので、特に、もちろん事故があるところは大きな候補になるし、それで全部鴻巣市からここをやってください、やりましょうと警察に言ったところで、ここは平和なところだとか、そういった指標の中では事故があったというのは大きなものであるのかなと考えています。私の考えで、やっぱり事故があったりとか、そこが子どもたちが通学だとか、お散歩するだとか、そういったところはやっぱり今後市からプッシュするにはいいプッシュ材料にはなるのではないかと考えています。

以上です。

（川崎）では、ページ数でいきますと、116ページ、117ページ、または

119ページにも関わってまいります。未就学時お散歩コース安全対策工事220万円とあります。これは言うまでもなく大津市での痛ましい事故を受けまして、国では令和元年度補正予算に未就学児等の交通安全緊急対策が259億円盛り込まれました。私は、保育施設の散歩時の安全対策及び保育課で調査した危険箇所等については、道路課との情報提供と、積極的な改善を図るべきだと昨年の6月議会一般質問で訴えてまいりました。そのときに本市においても対策が必要な箇所ということを挙げられたと思うのですが、それが幾つあったのか。そのうち今年度は何か所対応したのか。また、来年度の当初予算で対応するところは何か所なのかを伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）未就学児のお散歩コースの安全対策工事なのですけれども、これは委員さんもおっしゃるとおり、滋賀県大津において、昨年の5月に起きた散歩中に信号待ちした園児らが自動車事故に巻き込まれるという大変痛ましい事故、そのほかにも高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いだとか、そういった事故が多かったのが昨年の春先でございまして、その中でこれらの事故を受けて、未就学児及び高齢運転者の交通安全対策ということで、令和元年6月18日、関係閣僚会議決定というのがあって、それに基づきまして鴻巣警察署とともに未就学児が日常的に集団で移動する経路、いわゆるお散歩コースの安全点検を鴻巣警察署と合同で行いました。

その結果、鴻巣市内においては29か所もったこうしたほうがいいというところがございました。29か所のうち、1か所が県道です。県道というのは埼玉県がやるものが1つ、それと鴻巣警察署、警察がやるのが7か所、これ警察が横断歩道の書き直しを行います。29か所のうち、残りの21か所が鴻巣市が行う市道でございました。21か所につきましては、今年度、令和元年度に2件終了しております。次年度にできれば16か所ぐらい行うように考えております。残りの3件については交差点の工事など、警察署と一緒に共同で協議が必要な箇所であるため、令和3年度以降になるのかなと予定しております。

以上です。

(川崎) 分かりました。

では、ページ数でいきますと、294ページ、295ページになります。事業費でいきますと、駅施設等維持管理事業になります。こちらにつきましては、鴻巣駅自由通路の点字ブロック改修工事ということであるかと思いますが、ここについて伺います。一部分の経路が遮断されているということで、視覚障がいの方から要望を頂いておりまして、それ担当課のほうにもつなげたところでありました。こちらの箇所がエルミの持分であるということで、これまでネックになっていた部分もあるかと思うのですけれども、今回改修の予算が計上されました経緯について伺います。

(都市計画課長) その部分ですが、場所としましては、西口から駅の改札口まで行ったところで、改札口を右で曲がってしまって、真っすぐエルミさんのほうに行く部分、これが設置されていない区間になります。それをエルミさんのほうに向かっていきまして、片や東口の階段のほうからやはり点字ブロックがちょうど右側というのですか、階段側に沿ってずっと来ておりまして、それを最終的にはエルミさんの大体入り口付近で結ぶような形になります。東口のほうは、これはもう既にタイルで同じ色ですけれども、点字ブロックはできていますので、不足している部分としましては、西口から来る改札口からエルミさんに行く分、その分がないということです。

また、付け加えますと、点字ブロックの色がタイルと同じ色ですので、それを黄色く着色するのが今回の工事であります。先ほど委員さんのお話しになったエルミの所有というか、エルミさんが所有しているところの部分では一切ありません。あくまで自由通路の部分になります、今回の部分は。

(川崎) ちょっと休憩してもらっていいですか。暫時休憩でいいですか。ちょっと暫時休憩してもらって。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時04分)



(開議 午後3時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 今の箇所のことについては分かりました。

それで、先ほどちょっと質問の中でも言いましたけれども、エルミさんの持分になっている部分のところ、要するに階段から上がってくるといふところの、そこについては視覚障がいの方からの要望というのも頂いているわけなのですけれども、過去何度かそういう要望出しましたけれども、その後の状況というのですか、どのようになっているのかということをお伺いいたします。

(都市計画課長) 来年度、令和2年度でも今説明しました自由通路におきまして対策を講じるというお話を差し上げました。その時点と、その前にも視覚障がい者の方からこのような要望が出ていますということは、場所とか写真とかを分かるような形で情報提供はお渡ししてありますが、あくまでもエルミさん所有のところですので、そこにとどまっているというのが現状です。

以上です。

(川崎) では、296ページ、297ページ。三谷橋大間線の3期工事の整備事業についてお伺いいたします。2,700万円ということで計上されております。上尾道路の進捗状況もあるわけなのですけれども、どこまで行う予定なのかということをお伺いしたいのです。委託料としましては、地質調査委託料、また設計委託料ということで、今年度の予定されているのはここまでというふうになっているのですけれども、全体的な事業計画に合わせてお伺いをいたします。

(道路課副参事) ただいまご質問の三谷橋大間線3期工事、こちらについて、こちら事業区間につきましてはご承知のとおり国土交通省が進める上尾道路2期区間、こちらから荒川左岸通線、こちらの大間4丁目交差点まで約470メートルの間の事業を計画しております。令和2年度新規となる本事業なのですが、実施に向けた地質調査及び詳細設計を行う費用で、こちら事業を今後進めるための準備として進めてまいりたいと考えております。

なお、年次スケジュール、こちらにつきましては上尾道路、こちらの開

通、進捗、こういったものについて国からまだ情報が詳細来ていない状況でございます。伺っておりません。そういったことから、上尾道路の整備に合わせて国と事業連携、しっかり保ちつつ協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（川崎）310ページ、311ページになります。こちらは、事業名でいきますと、空家等対策協議会の話になります。空家等適正管理事業の中の空家等対策協議会についてお伺いをいたします。

こちらの来年度の事業内容について1点お伺いをいたします。

（建築住宅課長）空家等対策協議会におきましては、昨年3月の議会で条例が可決されまして、それに基づきまして協議会を運営をしております。今年度につきましては、主に空家等対策計画の策定について協議をしながら、空家等対策計画の協議を行ってきたところです。来年度につきましては、委員の任期が2年となっておりますので、来年度につきましても3ないし4回ぐらいの会議を開催して、空家等に関する施策の推進について協議させていただこうと考えております。具体的には特定空家に関することや、空家の管理や利用促進の補助制度について協議をさせてもらおうと思っております。

以上です。

（川崎）空家等対策計画についてはパブリックコメントを受け付けていたかと思うのですけれども、その主な意見について伺います。

（建築住宅課長）パブリックコメントにつきましては、昨年12月、それから1か月間の期間でパブリックコメントを行いまして、2件の方から意見を伺いました。ただ、どちらも一般的な事項というか、対策計画の内容についてこの部分のここをこうしたほうがいいのではないかとといったようなものではなくて、空家に対して公共的な使い方があるのではないかとか、そういったような意見として2件頂いております。

（川崎）では最後に、スケジュールとしてお伺いしたいのです。今年度も三、四回その対策協議会を行うという予定でございました。当然その話し合った結果、空家等対策計画ということを最終的にいつ完了させる

のか、空家等対策計画をいつつくり上げ終わるのかについてお伺いをいたします。

（建築住宅課長）空家等対策計画については、空家等対策協議会を昨年の10月16日に第1回を開きまして、続けて第2回を11月の20日で、第3回を本年の2月25日に開催しまして、そこで空家等対策計画についておむねの了承をいただきました。その時点ではほぼ字句の訂正等の指摘を頂きましたので、その部分について訂正をいたしまして、3月の13日に市長決裁を受けまして、空家等対策計画のほうを決定しております。現在はホームページのほうには掲載しておりますが、今後製本を行って関係部署への配付ですとか、建築住宅課の窓口での閲覧を予定しております。

以上です。

（川崎）最後になりますけれども、この空家等対策計画ができたということが必ずしもゴールではなくて、ここからさらにどのように事業を発展させていくかということが当然考えられるわけなのですけれども、3月の13日に市長決裁も下り、ホームページにも載せられたと。その後、冊子にもなって各関係機関に置かれるということですが、その後のスケジュールというか、要するにそれ先ほど聞いたときに、今年度の事業といたしましては、空家等対策委員会の方たちが三、四回そういう会議を持つというお話でした。そこでいろんな意見を頂いてというようなお話だったかと思えますけれども、どんな内容について、今度協議をするのかということをお伺いいたします。要するにもう計画ができていますから、その後三、四回何を協議して、どのように発展させていくのかお伺いいたします。

（建築住宅課長）来年度の予定ということだと思っておりますけれども、まず特に適正な管理が行われていない特定空家というのがあるのですが、この特定空家を今後どうしていくかということについて、ガイドラインを作成して、その内容についてご意見を頂こうと思っています。

それと、具体的に鴻巣市のどこどこ町のどこどこにあるこの空家について、今後特定空家として助言とか指導をしていきたいのだけれども、ど

うでしょうかというような内容を協議会のほうに諮っていきたいと思います。

それと、先ほどお話ししましたとおり、現在の対策としましては、空家の苦情とか相談に対して、その所有者に対して改善をお願いするというのが主なことなのですけれども、補助金、今年度空家の所有者にアンケートを取っておりまして、その中でも補助金というようなことの要望が比較的多かったものですから、補助金について検討していきたいと思います。ただ、これはちょっと協議会の中でも、空家を持っていない方の公平性ということで、ちょっと否定的な意見をお持ちの方が何人かいらっしゃいまして、ちょっと慎重に協議をしていきたいというふうに考えております。

（川崎）今答弁ありましたとおりに答弁があったのですけれども、北本市なんかはこの補助事業やっているのです。ですので、このことについてはやはり検討する必要があるだろうというふうに私も考えております。今現在特定空家が何件あるのかだけお伺いいたしまして、それで終わりにします。

（建築住宅課長）特定空家として現在指導を行ったものは2件ございます。1件につきましては、建物周りの樹木等が伐採されて周辺に与える影響が少なくなったということで、その後特に様子を見ているという状況です。もう1件につきましては、これちょっと相続関係が複雑になっていまして、指導した段階では一度解決に向かったのですけれども、その後その所有者の方が亡くなって、ちょっと所有権が複雑になったことから、所有されている方が少し待ってくれないかというような要望がありましたので、ちょっとそちらのほうについても現在様子を見ているというふうな状況になっております。

（秋谷）そうしましたら、270、271ページの産業団地整備に伴う周辺環境整備事業なのですけれども、議運の請求資料で場所的な部分は分かるのですが、何メートルの道路を追加して買って、要は県道ですよ、あそこ。県道にまだなっていないか。1004号線か。1004号線から入る間口が要は何メートル取れるのかということなのです。要は大型が多分入っ

てくるのでしょうから、そのあたりについてお答えをいただきたいと思います。

（産業団地プロジェクト課長）産業団地の開発区域と市道1004号線を結ぶ道路になるのですけれども、位置的には現在の熊谷通運の南側のところにつながる形になります。延長は約45メートル、幅員については現在県と協議中なのですけれども、予算上は9メートルという形で予算は計上させていただいています。幅員については、今後も県と協議して決定するという状況です。

（秋谷）あくまでこれは産業団地地区区域外ということで新設になっているわけけれども、この産業団地に車をどう誘導するかというのは交通のほうになってしまうのかもしれないけれども、結局中に何が入るかによって全然変わってきたのではないかと思うのです。だから、逆に聞きたいのは、何で今中が全然決まっていなくて新設道路なのかというのを聞きたいのです。中が決まってくれば、どういったものがどこに入るって決まってくれば、ではそこだったら取りつけるのが一番いいのではないですかと、要は中に入る企業さんの要望も聞いて、こっち側に逆につけてもらったほうがいいのではないですかというのが明確ではないですか。ただ、今ここでつけてしまうと、逆にこれに縛られてしまうのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

（産業団地プロジェクト課長）産業団地の開発区域については、北側がフラワー通りで、西側が熊谷バイパスがあって、東側が今現在だと開発区域に直接道路が面していない状況となっています。そういった意味で企業を誘致する上で土地の付加価値を上げるためにも東側に道路が必要と考えていて、ただお話がありました幅員とか場所的なものについては、まだ確定ではないのですけれども、産業団地の開発区域について、湛水機能を持たせるための調整池を計画することになっています。その調整池の位置がやはり最終的には河川に放流しなくてはならない関係もございまして、開発区域の南側にある大幹線排水路のほうに近い形で調整池を今検討中でして、その調整池に入るための管理用道路と、それから企業の先ほどの誘致するための道路、それから緊急災害時のための大型車両

等の出入り等を考えて、あの辺りが一番妥当ではないかということで今検討しているところです。

（秋谷）それは県のほうの企業局さんともしっかりとご相談した上で遊水地機能を持たせる部分といろいろ整合性を取って、では今年度やりなさい、やってくださいという話になったのですか。それとも、自発的に一応県のほうは了解取ったから、早めに鴻巣としては先にやってしまおうという話なのですか。

（産業団地プロジェクト課長）何度も繰り返しになってしまいますけれども、今現在県と国で農林調整をやっている中で、おおよその目安として今年度には農林調整が終わるだろうという想定の中で予算を計上させていただいています。では、実際に農林調整がいつ終わるのというのがちょっと未確定な部分があるのですけれども、県と協議をした中で、その産業団地の開発区域の造成工事と合わせて東側の今回新設の道路の整備もしたいというような状況です。

（秋谷）280、281ページで、住宅等耐震改修促進事業なのですからけれども、事前に説明資料の中だと危険ブロック塀等の撤去、生け垣の設置に補助金をというお話だったのですが、危険ブロック等の把握できていないものなのではないでしょうか。あとは、仮にできているとして、それに対して例えばこういう補助金を用意しますよということ、その所有者に直接しっかりと指導なり助言なりをしていかないとそういうのは片づかないものなのではないでしょうか。

（建築住宅課長）危険ブロック塀の把握につきましては、平成30年6月に発生しました大阪府北部地震の直後に市内の小学校在通学路の安全の点検というのを行いました。そのときに危険と思われるブロック塀等をピックアップしたリストというのがございまして、それを市役所内で共有しております。ただ、これは法令の規定に適合していないとか、そういったようなものではなくて、あくまでも学校のほうが見た目が危ないというようなことで上げたものになっております。危険ブロックということについては、まずはその所有者等が市の広報とかホームページに掲載されたチェックリストがありますので、そういったようなものです。

とか、あとは築造したときの経緯とかを基に適正に行うものだというふうに考えております。

このリストについては、100件弱ぐらいのブロックが掲載されておるのですが、この中の特にひび割れがあったり、傾きが大きいものについては、今年度建築住宅課の職員がこの補助金が始まる7月の直前、6月ぐらいに戸別に訪問させていただいて、危険喚起をさせていただいて、今度こういう補助金ができますという説明をさせていただきました。お宅に行っても会えないケースの場合にはポスティングするというふうなことで周知を図りまして、その結果、そのうちの1件につきましては補助金を使って塀を改修するというようなことにつながっております。残りのものについては、また来年度以降、順次このようなことでやっていきたいというふうに考えております。

（秋谷）次が285ページで、道路改修事業のところなのですが、事前に配られているお話だと、285ページの道路改修事業でやる予定のところが中央地内、市道A-1022号線、北中野地内、市道A-1031号線、あとは新宿1丁目地内、市道吹19号線と屈巢地内の市道川5号線という説明なのですが、それ以外に工事の予定場所というものはあるものなのですか。

（都市建設部参事兼道路課長）事前配付資料の今秋谷委員さんのほうに読んでいただいた4件以外にもございまして、継続工事として市道A-1011号線、常光のほうの梨園へ向かうところの大きなカーブがあるのですが、S字カーブなのなのですが、そこ場所や、市道A-1027号線、逆川2丁目のマツモトキヨシの前のところなど継続工事で17件、それと新規工事といたしまして、市道吹625号線、榎戸2丁目の吹小と吹中の通学路のところがあるのですが、そこや市道川1045号線、屈巢のセブンイレブンの脇のところなのなのですが、川里中学校の通学路なのなのですが、それなど計18件です。18件と17件、合計35件の工事を予定しております。なお、250万円を超える工事の発注見通しの公表につきましては、従来どおり本市のホームページのほか、県内で統合され、国土交通省のホームページにも掲載される予定になっております。

以上です。

（秋谷）続いて、282ページの道路改良のほうなのですけれども、その道路改良のほうも事前説明いただいているもの以外で、要は川里地内の1001号線、榎戸の吹617号線と屈巢の川1004号線、それ以外でやる場所について教えていただきたいと。

（都市建設部参事兼道路課長）ただいまの事前配付資料の3件のほかなのですけれども、またこれも継続工事といたしまして、市道E-191号線、糠田の渡内橋のところなのですけれども、もう1件が市道B-360号線、これは松原1丁目、2丁目、松原団地の近くなど継続工事として5件、それと新規工事といたしまして、市道K-99号線、天神3丁目の丸正会館のところなのですけれども、それと市道川2018号線、広田のヘリオス会病院の北側になるのですけれども、その辺など9件、5件と9件合わせまして合計14件の工事を予定しております。なお、これも250万円以上のものであるについてはホームページ等に掲載される予定でございます。

以上です。

（秋谷）それで、その287ページの今の道路改良の中で2億の予算を取っているのですけれども、建設発生土の搬出委託料だけで8,300万円もかかってしまっているのです。そうすると、道路改良で2億の予算というところとすごく取ったなと感じても、そのうちの8,300万円ももう道路のほうに回せない、要は5分の2が行ってしまっているのです、本来だったらこの部分というのは何とかならないものなのではないでしょうか。もっと効率よくというか、うまく回せないものなのではないでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）建設発生土なのですけれども、この委託料は市の道路工事によって発生した建設発生土を一時ストックしているものなのです。だから、次年度の工事によって生み出すものではなく、これまでにストックしてありまして、それが赤城のストックヤードがあるのですけれども、そこは工業団地通線のふるさと橋手前なのですけれども、そこにストックヤードがありまして、その残土がもう結構山になっているのですけれども、その残土を県と共同で進めている産業団地整備事業、箕田のですね、の盛土材として2万5,000立方メートルの建設

発生土をダンプに積みまして、それを運搬することが主な内容でございまして、通常UCRとかで処分するのですけれども、その場合には処分費として1立方当たり450円の単価が、平成元年度の単価なのですけれども、450円の単価がかかるのだけれども、次年度、うちのほうは盛土材として使うので、その分が浮く。なおかつ、赤城から箕田までの運搬費と、それともしそれを赤城からUCR処分地の例えばさいたま市の秋ヶ瀬ヤードだとか、そういったところに運ぶまでの運搬費等を比較、勘案すると、一見8,300万は高額に見えますけれども、実際は非常に有効的な搬出だと考えております。

以上です。

(秋谷) いや、その有効的な搬出の意味は分かるのですけれども、要は道路改良というのは市民の要望が大変多い案件ではないですか。産業団地に使うのは産業団地のプロジェクトの予算で取ってくれということなのです。道路改良の2億は純粋に道路改良で2億使ってもらいたいということなのです。もしそういう使い道であれば。そちらで取ってくれよ、予算つくってくださいという話なのです。そういうことは不可能なのですか。道路改良の事業費の中から出さなければいけないものなのですか。産業団地側で面倒見てもらえないものなのですか。どうなのでしょう。

(都市建設部参与兼産業団地プロジェクト) 建設発生土ですけれども、産業団地のほうはあくまで必要な盛土材をどこからでも受け入れますというスタンスなのです。なので、別に国から持ってきてもいいし、当然県もいろんな事業を県内でやっていますから、そこから出た土を持ってきてもいい。先ほど道路課長が話ししたように、通常は今残土の処分というのは処分費を払って出すほうが受け取ってもらうというスタンスなのです。そう考えたときに、市内の近い場所で処分費払わないで道路工事で出た残土を出せる、それはやっぱりあくまでも道路事業として出てきた土を処分費かからず、考え得る限りでは一番安い形で搬出できるので、道路改良費で見ざるを得ないかなと。少なくとも産業団地のほうで受け入れるというのはその盛土材を買うのと一緒になってしまう。購入材。それは県内のほかの恐らく県でやっている産業団地整備でも受入れ

を盛土材扱いで自分たちで予算計上して入れるということはしていないと。

（秋谷）そういう事情であればやむを得ないと言いたいところなのだけれども、いろいろ我々はどうしても市民の方からいろんな道路のご相談事がまずたくさん来るのです。そういったときに少しでも市民要望に応えるほうの予算というのをしっかり維持したいというのがあって今の質問になっているのですけれども。やむを得んですか、そうなる。そしてたら、この道路改良の事業費を2億8,000万取るしかないという話になってしまいますものね。課長言ったら。どうなのだろう、部長。そういうことはできないものなのではないでしょうか。

（都市建設部長）先ほど参与もお話ししたと思うのですが、逆に本当に鴻巣市全体で考えた場合でも、その処分費を払ってでも処分しなくてはならないものが安価で、産業団地という場所かもしれないけれども、処分できるという形を考えれば、お金の面でいけば市は得しているのかな。ただ、秋谷委員おっしゃるとおり、それって、でも道路改良事業費として上げるのはどうなのかというところは問題は残るかと思いますが、一応その処分を今ストックしているのは道路事業で発生した残土です。予算上もやむを得ないのかなというところはあるかと思いますが、以上です。

（秋谷）次に、289ページ、同じ、同じというか、その翌ページになってしまうのかな、市道A-1004号線整備事業で、説明で道路拡幅することなのですけれども、歩行者の安全確保のために、地権者の同意というのはどうなのでしょう。それが全然うまくいってもいないのにいろんな計画を進めるというのもいかなものかと思うし、何かしらその意向というのが確認できているものなのですか。

（道路課副参事）市道A-1004号線、こちらまず令和2年度に設計業務委託を行って、交差点形状及び拡幅区間について、現在のところ関連する国、県、県警本部と協議をする計画でございます。現在のところ、事業範囲及び幅などについて、実際には確定はされていない状態です。協議が終わっていないということがございます。そういう状況でございます。

すので、対象となる権利者様については、現在ご周知等はしていない状況なのですが、計画が固まり次第、当然戸別説明を実施しながら事業に対するご協力についてお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷）そうすると、新年度の令和2年度中に計画の素案ができて、もうその時点でご相談に上がるという理解でいいのかな。ただ、私のその道路の認識だと、そんなに幅が100メートルも広げる敷地がありますか。自分のイメージだとちょっとないのだけれども。

（道路課副参事）現在の計画でございますが、国道17号の箕田南交差点、そちらのところはおよそ今現在12メートルの幅員でできております。反対側の県道川島鴻巣線、こちら今現在整備がされておりますが、その協議図面などを見ますと、線形的に実際の話、床屋さん側、日産ディーゼル側への線形の振りが計画されている図面が、実際平成15年の県警協議の中の図面が残っております。それを目安として、していきますと、必要な交差点から停止線までの現状の距離、それと停止線から徐々に待っている場所、シフトする場所、それと要はテーパー長、滞留長とかという名称では呼んでいるのですが、そういった必要な長さを考えますと、およそ交差点から100メートル程度の拡幅区間が必要になるということで、事実上当時の県警協議の資料が残っている状況でございます。

（秋谷）いや、そちら側だろうなというのは想像つくのですけれども、その100メートル国道から引っ張ったら工場の壁に当たってしまいますよね。だから、その部分について果たして可能なのかどうかというのがちょっと不思議なところで今聞いているのですけれども。

（道路課副参事）今委員さんがおっしゃるように、その部分には日産ディーゼルの壁の部分がございます。壁の内側に守衛所らしき跡、それとあとは倉庫の跡、使用状況についてはまだ確認は取れておりませんが、その建物等がございます。また、植木、樹木、外構工作物等があるのが一見外見で見た感じでは現在残っている状況ですが、詳しくどこのところが何メートルぐらい、こちらについてはまだ現在協議がされておられないので、具体的な数字というのは述べることはできませんが、およそ

今まで残っている図面などを拝見して過去の記録を見た限りでは、日産ディーゼルのその部分というのが該当になってくる可能性があるなということ考えております。

以上です。

(秋谷)次が293ページの建築住宅課の都市計画総務費庶務事業の中の大規模盛土造成地変動予測調査委託料、これ中身どういう内容になっているのでしょうか。

(建築住宅課長)大規模盛土造成地変動予測調査なのですが、大きな地震の際に、谷ですとか、沢ですとか、そういったような埋められた造成地が地滑りが発生しているというようなことが、そういった被害が最近出ているということで、国のほうでこれらの予防対策を推進しております。大規模盛土造成地変動予測調査は、こういった災害の発生が予測される大規模盛土造成地において、盛土の位置ですとか規模を把握する調査というふうになっております。調査は3段階で構成されておまして、第1次スクリーニング、それから第2次スクリーニングの計画、そして第2次スクリーニングと3つに分かれております。埼玉県では、全域で第1次スクリーニングまで終了しております。本市においても平成22年度に埼玉県が調査を実施しておまして、市内の10か所の谷埋め型盛土造成地があるというふうになっております。来年度は、第2次スクリーニング計画のうち、この10か所において造成された年代の調査と目視による形状等の調査を行って、その後の調査の優先順位をつけるというような業務の委託費として計上しております。

(秋谷)その10か所に該当している部分というのは、住宅の張りつき具合というのはどうなのでしょう。仮にそういうスクリーニングでどういう結果が出るかにもよるけれども、場合によってはその周辺に張りついている市民の方々に何かしらアクションを起こさなければならないような事態も想定されるのかしら。

(建築住宅課長)この第1次スクリーニングの結果というのは、県のホームページに具体的な場所がもう公表されておまして、見れば自分の住んでいるところがそういったところに該当しているかどうかというの

も分かるようにはなっております。来年度市のほうで調査をするのですが、やはり民地、民間の方の土地になっておりまして、当然調査をする前にはそういったものについて説明をしながら行っていきたいと思っております。

（秋谷）あと、299ページになりますが、公園維持管理事業の中で、説明の中で公園施設長寿命化計画策定業務委託料なのですけれども、せせらぎ公園と鴻巣公園で長寿命化計画をというお話なのですが、今現在どういった不具合というか、課題というか、というのはあるのでしょうか。

（都市計画課長）お答えいたします。

鴻巣市の多くの公園が大体昭和50年ぐらいから平成10年ぐらいまでが大体ピークの公園が多いのでございます。その中で鴻巣公園につきましては、昭和51年の3月に開設をしたという経緯がございまして、近隣公園というくくりの中では市内で一番古い公園かなと思っております。ほかの公園とも当然比較した中で、大規模なものから小規模なものまでいろんな公園施設があるのですけれども、少なからず経年劣化というのが見受けられるのが現状でございます。一部の遊具とかについては、更新とか入替えとかしておりますが、その中で外周をウレタンで回している遊歩道みたいのがあるのですけれども、ここがここ何年か少しずつ補修というのはしているのですけれども、もう実際割れてウレタン部分と隙間が空いたりとかしているものもございます。

また、トイレが2か所ほどあります。このトイレにつきましては、30年近くたっているものが、南小の裏のほうにあるトイレもちょっと薄暗くてきれいとは言えないようなトイレであるとか、そういうようなトイレがございます。ただ、それを全てを一遍に交換するという今までの考え方ですとなかなか予算の浮き沈みがあるのです。長寿命計画というのは、当然予防保全から事後保全、事後保全というのはもう壊れたら直してしまうという方法と、いわゆる予防保全というのは、あらかじめいわゆる計画を立てて、これは計画的に修繕とか、計画的にはなくても完全に更新まで一遍にやっつけてしまおうとか、そういうふうな形の計画をつくって、それを予算を平準化するものでございます。

一方、せせらぎ公園につきましては、開設は平成7年の4月から、3月31日なので、平成6年度に造ったかなと思うのですけれども、その当時に造ったせせらぎの水路、夏場になりますと皆さんお子さんで遊んでいらっしゃるのですけれども、やはり下がコンクリートなので、多少やっぱりひび割れとか劣化等も見受けられたり、あとは循環施設自体もやはり部品は交換しているのですけれども、計画性を持った形でいわゆる修繕とか計画を立てたい。いわゆる遊具とかと違って一遍にかかるお金がかなりかかる施設があるものですから、その中では鴻巣公園とせせらぎ公園につきましては、そういうものはほかに比べてはお金はかかるのかなという。ただ、これが計画を立てて、いわゆる長寿命化計画の業務委託をしてどういう判断されるかというのはそれからになりますし、それからどのような改革でいわゆる修繕とか維持管理をしていくというのが今回の業務委託の内容です。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時51分)



(開議 午後4時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(田中) 39ページかな、先ほど、どなたか質問したと思うのですが、ゾーン30についてなのですが、さっき説明したところ以外にもゾーン30区域を見るような気もするのと、あと黄色いラインのゾーン30と書いてあるところがあるのです。これは区域ではなくて学校の辺りだったと思うのですけれども、今写真持っていないのですけれども、その辺の兼ね合いをちょっと聞きたいのですけど、たしか地区をさっき言ったと思うのですけれども、たしか言わなかったところにも、学校が近いので、入り口と出口とかにゾーン30って、今全部入り口、出口、入り口全部にかかってゾーン30になっているのですよね。

(都市建設部参事兼道路課長) おっしゃるとおり、先ほど言ったとおり今まで線で規制していたものを今度面で受けるという形のものがゾーン

30。おっしゃるとおり全ての入り口にゾーン30という文字が書かれてあって、その中にはもうゾーン30、30キロ以上は出してはいけませんよというところなので、そのゾーン30が書いてあるところの付近は全て30キロ規制がかかっていると思われま。あと……

（田中）黄色い字でゾーン30って書いてある道路があって、あるではないかと言われたのだけれども、どこで書いたのですかと言ったら、警察だということです。だから、ただその地区はゾーン30指定されていないと思うのだけれども、その辺に関してはどのようになっているのでしょうか。

（道路課副参事）委員さん見た場所というのが私どものほうでもその特定というのがちょっと分かりかねるところ実際ございます。警察が引く標示の中の速度規制、こちらは黄色い文字で30という数字は記入されます。私の考え違いでなければの話なのですが、恐らくゾーンと書いてあるのはスクールゾーンも兼ねている場所、ただ黄色い文字か云々についてはちょっと私のほうも記憶で定かではないのですが、通常黄色い文字の30、こちらについては速度になるというのが標示で決まっておりますので、ちょっと場所について、申し訳ないことながらと思います。以上です。

（田中）了解しました。

では、次行きます。42ページ、橋梁維持事業のこれ馬室だったかな。これほかにも橋梁維持事業がたしかあったと思うのですが、市街化に編入したところの中の橋梁維持事業というので、実際どこが、橋梁あったかなというような記憶の地域だと思うので、そこについてお聞きしたいのですが。

（道路課副参事）こちら、42、43ページ、こちらの歳入のほうになります。道路課の歳入で社会資本整備総合交付金、こちらの道路橋梁費補助金の中になります。こちらの内容につきましては、市街化編入に伴う地区施設道路整備事業、こちらと橋梁維持事業、こちらの事業が歳入として組まれている状況です。

（田中）私の勘違いで、地域が市街化編入されたところの橋梁というこ

とではないということですね。はい、了解しました。

次、117ページお願いします。道路反射鏡点検委託料ということなのですが、この反射鏡の種類というのは歩車道ブロックの上についているやつか、どんなものなのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

(道路課副参事) こちらでいう道路反射鏡、これはカーブミラーについてでございます。

以上です。

(田中) 281ページお願いします。負担金、補助及び交付金のブロック塀等撤去築造補助金なのですが、これ前には造るだけの分に対して補助金ということだったのですが、どこか説明書きか何かには撤去に関してもと書いてあったと思うのですが、これ……すみません。ここ今ちょっと見させていただきましたが、生け垣にするというのも補助金を交付するというので、よその県か何かのやつに合わせてつくった事業でしょうか。たしかそういうのがあったと思うのです、県のほうで。生け垣にすれば、ブロックではなくて、お金を出すという。

(建築住宅課長) この補助金は、危険なコンクリートブロック塀を撤去と、その撤去したところに生け垣を設置したものに補助金を出す事業というふうになっております。

(田中) 今の続きなのですが、危ないというのは家主というか、家の人が申請しなければいけないのか、それとも通りがかって、ここはまずいから申請すれば補助金が出るよというふうに言ったほうがいいのか、その辺についてお伺いします。

(建築住宅課長) 申請は塀の所有者のほうから申請していただいて、その撤去費に補助をするというふうな、そういうような制度になっております。

(田中) 了解しました。

次に、297ページ、三谷橋大間線の整備事業について、3期工事についての質問なのですが、地質調査委託料というのが載っていると思うのですが、その中で計画しているところの中に歴史的建造物等の埋設の可能性はないか。

(道路課副参事) 歴史的のものということで、歴史的遺構物、こういったものについてなのですが、三谷橋大間線3期工事整備事業、こちらのところの路線のほうの計画路線につきまして、ちょうど上尾道路と接続する大間字原、こちらのところに埼玉県指定遺跡、伝源経基館跡がございます。三谷橋大間線というのは、当初昭和30年代に鴻巣市大字鴻巣から大字大間、こちらのところまで路線決定を行い、その後昭和44年に上尾バイパスの路線決定に伴い、幅員や終点等の変更を行いました。この変更時点におきましては、路線の線形を優先したため、史跡、こちらのところの伝源経基館跡に一部区域が重複される都市計画決定をされておりました。史跡及び鴻巣市緑化推進条例第5号大間保護地区、こちらを避けるために平成29年1月に線形の変更、都市計画変更、こちらをいたしたところでございます。線形の変更を行ったことによって埼玉県の史跡、こちらのところには埋蔵文化財包蔵地という場所になりますが、こちらに影響がないこと、こちらになっておりますところなのですが、実際には文化財保護、こちらのほうで文化財保護法の規定によりまして事業施行者が埼玉県の教育長宛てに通知を出したり、協議をすることとなっております。こういった手続を逐次計画の進行とともに実施しながら、場合により試掘調査、発掘調査などをしながら確認を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(田中) 今回、その三谷橋大間線の3期工事の中でそういうのが何か埋蔵物とかが出てきて延期になる可能性というのはあるのでしょうか。まるっきりないのでしょうか。

(道路課副参事) 今のところこういった歴史的な包蔵地、こちらにつきましては三谷橋大間線3期のところはこちらの館跡のみとなっております。用地取得した後に試掘調査などを実施をしていく段取りというふうな形になると思われまますので、用地取得のタイミング等を見ながら試掘などを進めていただくように協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

(田中) 次、301ページ、毎回出ていたのですが、公園内遊具等点検事業

なのですが、一応今までに結構いろんな話が出たのですが、市としてはその点検に関するマニュアル等がもうできているのではないかと思いますので、その辺についてお伺いします。

（都市計画課長）マニュアルといいますか、これは公園施設業協会さんのほうに、要は日常点検ということは職員でもできます。あと、1年に1回専門家に見ていただかなくてはならないというのが法律上決まっております。そちらについてはこれでこの点検業務委託というのをしております。また、日常点検についても職員が、新たに新規に職員が公園緑地担当のほうに配属された場合については、施設業協会主催の日常点検業務の点検には行っております。一応マニュアル自体はそちらの公園施設業協会さんのマニュアルに従って日常点検というのを現在はおこなっているのが現状です。個別に鴻巣市というのではなくて。というのが現状です。

（田中）次に、303ページなのですが、大間近隣公園整備事業についてなのですが、建設発生土搬出委託料なのですが、たしか説明のほうに圧密沈下をさせるために行っていた盛土材の搬出ということが書いてあるのですが、大間近隣公園のところというのはもうそういう準備というか、してあったのでしょうか。

（都市計画課長）大間近隣公園のほうにつきましては、約1メートルほど今圧密沈下してもいいように、落ち着くような形で土盛りを現状しております。それが落ち着いておりますので、それをこちらの予算の計上してあります搬出、その余った分というのですか、その分を今回撤去するものでございます。

（田中）今の件なのですが、何年とかぐらい、期間どのくらいやっていたのでしょうか。

（都市計画課副参事）こちらの残土につきましては、最終的に残土を盛土したのが平成28年度になりまして、その後平成29年の4月から約1年間、沈下のための動態観測といたしまして、測量をずっとやっております。その結果に基づいて沈下がもう終息しているということで、残土を今回搬出することになっています。

以上です。

(田中) 305ページ、鴻巣駅東口通り地区市街地再開発事業の中の委託料ということで、電線共同溝連系管敷設工事委託料というのがあるのですが、この間、先ほどでしたっけ、説明、本会議か、こちら説明の中では電話線と電気と何テレビだったっけな。

(ケーブルテレビの声あり)

(田中) ケーブルだけれども、固有名詞で言っていたよね。

(ジェイコムの声あり)

(田中) ジェイコムか。その3点以外というのはないのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 再開発事業に伴いまして、今宮本通線と駅北通線に電柱が残っていまして、それを地中化するに当たりまして宮本通線と駅北通線に今電線共同溝の空管を入れております。その入れるに当たって、電線類の業者、東電、NTT、ジェイコム等と協議をしまして、何条何段とかという協議が終わりまして、それを基に工事をやっております。

以上です。

(田中) 関連なのですけれども、ほかの水道、ガスとかというのは、ある程度の埋め方については、普通の町内と違って、何か企画なりをしっかりとやってやるのかどうかというのをちょっと確認したいのですが。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ガス、水道、埋設物につきましては、再開発事業で行った部分と、それ以前からの既設のものとあります。それで、当然市道、歩道に占用するときには市の道路のほうの深さとか、規定にのっとって埋設しております。

以上です。

(田中) 旧のとかという話があったのだけれども、図面というかはちゃんと保存してあるのでしょうか。図面、ガス、水道の図面は残っている。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ガス、水道それぞれの事業者のほうで工事を行っておりますので、当然事業者のほうで台帳整理していると思います。

以上です。

(田中) 307で、都市下水道維持管理事業ということなのですが、これ多分草取りとかそういうのだ、違うかな。だと思いののですが、その都市下水道、東部都市下水道、箕田赤見台都市下水道というのは、あと石田川都市下水道という3か所書いてあるのですけれども、この赤見台都市下水道というのがよく通称大幹線というやつですか。違うのかな。その辺ちょっと。ちょっとこの3本について、東部都市下水道は悪水路というやつでは……

(委員長) 田中委員、それ下水道のあれで聞いてもらえませんか。今お聞きしてしまいますか。今聞いてしまいますか。

(田中) あっ、これだめだ。でも、一般会計にあるのだよね。

(一般会計だから、大丈夫、大丈夫の声あり)

(田中) この名前の、ちょっと自分が思っているのと石田川だけは合致するのですけれども、そのほかの2点がちょっと合致しないので。

(下水道課長) お答えします。

箕田赤見台都市下水道というのは、大幹線の元荒川寄りのほうのところが箕田赤見台都市下水道になります。それと、東部都市下水道というのは常光のほうに向かっていく都市下水道になります。

以上です。

(田中) いや、今その大幹線のほうが部分的にちょっと言われたのですけれども、赤見台の団地の中から元荒川に向かう、さっき話の中では多分出てきたと思うのですが、産業団地の下を通っていくのを通称大幹線排水路と多分言っていたと思うのですが、それをこの説明の中では箕田赤見台都市下水道という、これ正式名かどうか分かりませんが、言っているのが、これが共通するものかどうかということなのですから。

(下水道課長) 産業団地のほうでは大幹線といいますけれども、そこから1004号線をまたいだところから箕田赤見台都市下水道になります。

以上です。

(田中) 分かりました。物は同じだということでもいいのですね。

最後に、311ページ、市営住宅の解体工事なのですが、小松だったかな、原馬室第2は載っている説明のは原馬室第2ということなのですが、こちらのほうはたしかもう建て替えた部分があるところ……違うのかな、物が。

（建築住宅課長）原馬室第2団地は、木造の戸建ての住宅と1棟だけ長屋形式、簡易耐火の長屋が建っている住宅でして、特に建て替え等は行ってはおりません。

（田中）中村管工のところ入っていったところではないですか。逆。

（建築住宅課長）県道からJRを渡って県道を北本のほうに行って、たつみという日本料理屋さんがあるわけですがけれども、そこを左に曲がって行ってしばらく行って十字路をまた右に曲がっていった先のところですよ。

（田中）小松ですね。小松。住所、小松4丁目。住所が、原馬室と言われたから、ちょっと分からなかったのですけれども。1戸のが残っているやつ。

（建築住宅課長）原馬室第2団地は、住所でいいますと松原4丁目3番2号になります。小松団地は、小松3丁目4番48号になります。

（委員長）田中委員、質問ですか。

（田中）すみません。後で確認しますので、時間ですので、結構です。

（芝寄）では、1点だけ。

285、道路改修工事と次のページの道路改良工事について、総括的なのですけれども、この件に関してはいろいろ要望が物すごく年間多分たくさん出ていると思うのです。当然たくさん出ていると思うのですけれども、当然こなし切れていないと思うのですけれども、本当に合併もう15年迎えるに当たって、合併した当時からもう要望が出ているような物件もいまだにまだなっていないところも私聞いたりしているのですけれども、こうやって件数がどんどんたまっていく中で、今後この道路改修、改良工事の手つかずの部分というのはどのように考えて処理していくのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

（都市建設部参事兼道路課長）要望、苦情というのが毎年大体アベレー

ジで1,600件ぐらいあるのですけれども、副委員長おっしゃるとおり、全てこなせているかということ、そんなこともなくて、限られた予算の中でどうしていくかということが課題になるわけで、その1,600件の苦情の中にはお金を使わなくてもというか、職員のほうで現予算だとか、我々職員のほうでできるものも、例えばちっちゃな穴が開いているだとか、そういったものを合わせて1,600件なのですけれども、そういったものは私どもでできるものについてはできるようにということで、令和元年度からは道路課が所有している車には全て補修材だとかを載っけて、現場だとか行った際には、穴を見つければその場で直すだとか、そういったことによって事故が起きないようにしているところです。その後、大きなものについては改修工事や、道路改修工事とかそういった大きな予算を使って直していくと、そういった形になると思います。

以上です。

(芝寄) そうすると、ちゃんと要望書というものを提出したものに関しては、それは期限とかあるのですか。それとも、提出した以上はもう必ず道路課のほうにそれ残って引き継がれていくものなのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 当然要望頂いた時点で速やかにというか、早いうちに現場に赴いて見ております。その中で危険度だとか緊急度みたいな、すぐに直さないと危ないようなやつに関しては早めにやるだとか、そういった形で対応しております。

以上です。

(芝寄) すみません。こなせなかったものに関しては、それはずっと保留状態でいく。そうすると、もう年間1,600件。そうすると、毎年どのくらいの割合でこなしていくのか分からないのですけれども、毎年1,000件残ったら、もう1,000件、2,000件、3,000件、どんどんたまっていってしまうという考え方でよろしいのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) あくまでも、たまっていくといえはたまっていくのかも分からないのですけれども、全てが処理できるものではないものもございまして、例えばその苦情の中には県道であったりだとか、水路もほかのところは管理している水路であるとか、そのの塀を直

してくれとか、柵を直してくれだとか、そういった分野分野があった中でのことなので、それはできないものも当然ある中の1,600件。もちろん積み上がっていきますけれども、それなんかも全て含めた中での優先度を決めるのはやはり危険なところを最優先の順番でやっていきます。以上です。

(都市建設部副部長) 今年度補正の中で予算取らせていただいているのですけれども、舗装の個別施設計画というのを今後作成、これから作成するのですけれども、その中で道路改修工事につきまして、今までまるっきり一般財源でやっていたものが、起債が今度裏で取れるという、ちょっと財政といろいろ調整した中であるのですけれども、それで計画をつくることによって今後計画的に改修工事についてもやっていけるかなというふうに思っているのです。当然予算的にも財源が確保できるというのがありますので、ご要望いただいているものについて、確かに課長が話ししたようにかなりの件数が来ています。その中でもやはりそういったいろいろ財源が取れるような手法も探しながら今後計画的に、なるべくその要望に対してお応えできるような形は取ればなということまでこういった計画なりつくっておりますので、どのくらいやるかというのは、やっぱり要望の数もかなり来ていますので、ただ維持補修なり単価契約とか、そういった予算の中でできるものについては早急に対応するなり、また維持補修の中でできないものにつきましてはそういった計画にのせるだとか、計画的にやっていくしかないのかなというふうに思っています。

(委員長) ほかに質疑はございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後4時45分)



(開議 午後4時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号 令和2年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 工事の貸付金と……

(何ページの声あり)

(田中) 487と489。補助金の要するに限度額というか、金額と、あと貸付金の金利を何%かというのをまず聞きたいです。

あと……1点ずつでしたっけ。

(まとめてでもどっちでもの声あり)

(田中) では、あと新規加入者の件数、どこかで出たと思うのですが、年ごとの増加率とかそういう形で教えていただければと思います。以上3点です。

(下水道課長) まず、新規加入者なのですからけれども、ゼロ件となっております。

それと… …

(下水道課副参事)水洗便所改造資金の補助金の限度額は、補助金は50%補助ということで、予算では50万円の50%の1件分の25万円を計上しております。

それと、利率だと思ったのですが、そちらのほうは現在お貸ししている方とかも該当がなくて、実績はちょっとここ何年かないので、申し訳ありません(P91発言訂正あり)。

(田中)では、後で教えてください。

以上で終わります。

(川崎)これは施政方針及び予算の大綱のところを出た内容なのですがけれども、笠原第二地区クリーン施設及び上会下処理施設の改修工事費の減が主な要因となっており、前年度比1億6,200万円、率にして約54.7%減の1億3,400万円となっておりますということなのですが、この改修工事の内容についてお伺いいたします。

(下水道課長)まず、笠原第二クリーン施設のほうの工事の内容ということでよろしいでしょうか。

(川崎)はい。

(下水道課長)まず、笠原第二のほうの工事に関しましては、昨年度と今年度の2か年で工事のほうを行っております。その中で今年度に関しては、工事の内容としましては、接触ばっ気槽においてかなり腐食が始まっているというところで、こちらの接触材の更新を実施と、あと維持管理向上ということで主な汚泥輸送のためのろ過槽等のポンプの設置を実施、その他経年劣化により機能の低下した機械の設備や電気設備等の更新を実施しまして、なおかつ耐震補強として水槽の一部に縦ハンチを造成して構造基準に適合させるような工事を行っております。

それと、上会下のほうの工事の内容になりますが、上会下のほうの工事は集水タンクのほうが大分劣化しているということで、そちらのほうの交換を行っております。

以上です。

(川崎)では、489ページになります。農業集落排水処理施設維持管理事

業の中で委託料として笠原地区、笠原第二地区、郷地安養寺地区、上会下地区ということで、それぞれの維持管理の業務委託料ということで計上されてきました。説明のときにスクリーンの清掃とおっしゃったかと思うのですが、この内容についてお伺いいたします。

(下水道課長) スクリーンの清掃は、日常の管理の中で地元の組合のほうに委託してやっているのですが、こちらのほう汚泥等のごみ等が詰まりますので、そのスクリーンがありますので、その清掃ということになります。

以上です。

(川崎) やはり説明の中でなのですが、これはこの下の農業集落排水管渠維持管理事業の委託料、管渠内清掃調査委託料というところのご説明されたかと思うのですが、汚泥の処分というふうなお話があったかと思えますけれども、これちょっと具体的にいいですか。

(下水道課長) 結局施設なので、どうしても汚泥がたまってしまう。分かりやすく言うと、大きな浄化槽みたいなものなので、当然たまった汚泥を一回きれいにならなければいけないので、その処分料ということになります。

(川崎) 休憩してもらっていいですか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5 時 0 4 分)



(開議 午後 5 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

川崎委員、今のは訂正でよろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) どうぞ。大丈夫です。川崎委員、どうぞ。

(川崎) では、491ページの水洗便所改造資金融資あっせん事業というところで、貸付金については説明があったのですが、この水洗便所改造資金融資あっせん制度預託金ということと、このあっせん事業ということがちょっと私よく分からなくて、なぜこのような制度があり、そ

して件数的には2分の1ということなので、新年度予算では1件分、水洗便所改造資金を求めているというところらしいのですが、このあっせん事業についてちょっとお伺いをいたします。事業内容と、このあっせん制度預託金の貸付金のこと、関係というのですか、それについて伺います。

（下水道課副参事）あっせん事業なのですけれども、こちらのほうは水洗便所、管が入りまして、公共下水につなげる方の中にどうしても金額、お金がかかってしまうので、それを銀行さんからお金を借りる、そのあっせんをするということで、それで銀行さんと利用者の方との間を持つということで、水洗便所への普及促進をしているというものなのです。それで、一応預託金として2件分の50万円を預託金と用意しているのですけれども、そういったもので、現実的には今そういった方はここ何年もやはりお借りするということではなくて、あと利率が低いので、今現状が、たしか先ほどもご質問あって、何%かちょっと忘れてしまったのですけれども、今その利率よりは実際にお客様が直接銀行さんに、市を通さないでご相談に行ったほうが安く借り入れてできるということで、現状そういったご相談は近年ないのです。ただ、下水道課としては、一応少しでも水洗便所を普及してほしいということで、そういった貸付制度というものを持っているということで、現状的には今そういった利用者はいないということです。

（川崎）では、ここ近年は利用者がいないということですから、一応予算措置しておかないとということなのだと思うのですけれども、では一番最近でこの制度を利用されたというのは何年度にあったのですか。

（下水道課副参事）定かではないのですが、でも5年ぐらいはもうお貸しはしていないのだと思います（P91発言訂正あり）。

（秋谷）まず、笠原と笠原第二と郷地安養寺と上会下と、4施設で各世帯数と人口はどれだけ対応しているのかお伺いします。

（下水道課長）まず、処理区域内の人口になりますけれども、笠原地区が954、笠原第二地区が855、郷地安養寺地区が735、上会下地区が256。

それと、世帯数ですけれども、笠原地区が363、笠原第二が326、郷地安養寺が280、上会下地区が99になります。これ平成31年4月1日時点での数字になります。

以上です。

(秋谷)そうすると、大まかに人口で3,000人を切るぐらいの方のための、ある意味では会計予算なわけだけれども、いつも農集を話すたびに、今後の展開がどうなるかというのがまるで分からないのです。例えば今下水でいったらどんどん、どんどん下水道は面整備を行って、市域全体の市街化区域広がってくるわけじゃないですか。そうすると、どんどん、どんどんある意味では毎月毎月お金が入ってきて、メンテナンスとかそういうものまで可能になってくるのだけれども、残念ながらスケールメリットがないのです。地域が地域だから人口が爆発的に増えていく見通しというののもちょっと考えられないし、そうすると今後の方向性というものをどの段階で出すべきなのでしょう。取りあえず当面は、今回笠原第二も上会下も、あるいは前には笠原第一とか、全て処理施設はある程度メンテナンスしているから、当座的にはもちろん対応できるのは分かるのだけれども、どうなのでしょう、将来見通しは。

(下水道課長)来年度の予算の中に最適整備構想というのを策定する予定でございます。こちらについては機能診断を4施設全てやり終わった段階で、今後の在り方等を検討するものなのですけれども、そういったものを踏まえて今後の農業集落排水について検討を行っていききたいなと思っております。ただ、選択肢としてはいろいろな選択肢があると思うので、そういった中で現状を維持するか公共下水道とつなぐとか、そういったいろいろな選択肢がある中でそういった方向性をつかんでいききたいなと思っております。

以上です。

(秋谷)そうすると、その後489ページでいう最適整備構想の策定業務のところをおっしゃっているのだろうけれども、いいですか、例えば地域的でいうと、笠原と笠原第二と郷地安養寺というのは比較的、特別近いわけではないけれども、ある一ブロックではないですか。上会下だけは

ちょっと別、ちょっと距離のあるところだから。整備してからこういうことを言ってもうまくいかないのかもしれないけれども、本当だったらその3ブロックを1つ合理化、あるいは上会下についてはある意味やむを得ないかもしれないけれども、せめて効率を上げていかないとよろしくないのではないかと思うのだけれども、最適整備構想でそういった方向性を出す予定なのかしら。

(下水道課長) 実際に最適整備構想、来年策定するのですけれども、その中でどういったことができるかという、選択するための一助にはなると思います。その中で、上会下に関しては、確かに委員おっしゃるとおりちょっと離れている箇所にあるので、そちらに関しての公共下水道との接続というのはなかなか厳しいものかなということは現状でも考えております。笠原と笠原第二、それと郷地安養寺、こちらについては広域化ということで、公共下水とつなぐとか、3つの施設をつなぐとか、そういったいろいろな選択肢はあると思っております。その中からまたどういったものかいいかはこれから判断して決めていくような道筋になっていくのかなと思います。

以上です。

(秋谷) この最適整備構想なるものを要は県内、あるいは県外でもいい、もう既に策定して取り組んでいるような自治体の例みたいなものがあるでしょうか。例えば鴻巣と全く同じ条件というのはないのかもしれないけれども、結果的にこの農業集落排水をそういう構想をつくったことによって、現状はこういうふうになっているというような例示ができるのですか。

(下水道課長) 実際に最適整備構想を策定して行っているのかというのはちょっと分からないのですが、ほかの自治体の中でも公共下水道とつなぐということで動いている自治体はございます。その中で最適整備構想を策定したかどうかというのは、ちょっと今分からないのですけれども、そういう動きは今ありまして、県のほうでもそういった勉強会等を今後行っていくということも聞いております。

以上です。

(秋谷) どうしてもエリア的に、土地の標高でいったら笠原エリアは低いほうではないですか。今公共下水のお話、接続のお話があるけれども、もし公共下水ということになると、どこかでポンプアップをして落とすという、そのための施設がまた必要になりますよね。以前はよく下水、農集の話をするときに、合併処理浄化槽に全体的に転換したほうが、逆に言ったらコスト的な部分ってかからないのではないのでしょうか。例えば各家庭に合併処理浄化槽にしてもらって、毎月毎月しっかりメンテナンスをもらったほうが、逆に言ったらこの3,000人規模には適している方策なのではないのでしょうか、いかがでしょう。

(下水道課長) 実際に委員おっしゃるように、勾配的にやはりどこかでポンプアップしなければいけない、元荒川をまたいでいかないといけないとか、そういった部分でどうしてもポンプアップをするような施設というのが必要になる可能性はあると思います。合併浄化槽にしたほうが安いのではないのかという話なのですが、それに関してはおっしゃるとおり、多少やっぱり浄化槽のほうが安いような気はします。ただ、水質の改善ということを考えると、公共下水道のほうがやはり優れているというもので、公共下水道につないだほうがいいのではないかという、今の判断ですけれども、そういうふうに考えます。

以上です。

(秋谷) あとはちょっと1つだけ気になったのが、486ページになるのだけれども、前年度だとこの事業費の国庫補助金なり事業債なりを多額に頂いたり組んだりして、様々な事業をやってきたわけだけれども、今年度はまるでそういう予定がないわけではないですか。2年度はないわけですね。当座大きな費用のかかる修繕というかメンテナンスというのはもう何年か先までないという判断でいいのですか。

(下水道課長) ひとまず4地区、まわっているので、補助金を使って大きな改修とかをやる予定はございませんので、そういった形で計上はしてございません。今後ともどういった維持管理をしていくかということで、先ほど申したような方向性を今後考えて、そういった中で現状維持となれば、またそういった改修が必要になってくる可能性もございしますが、

現状は取りあえずはなしということで考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑のある方は。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 令和2年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

(トイレ休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後5時22分)

◇

(開議 午後5時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課副参事) 先ほどご質問いただきました田中委員さんからの利率の関係ですけれども、3%ということですので、よろしく願いいたします。

(委員長) よろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) いいですか。休憩中ではないのですけれども。

(下水道課副参事) すみません。それから、加えまして、先ほどあっせん融資が最後は何年度だったかというご質問があり、ここ5年間ぐらいはと答弁させていただいたのですけれども、詳しく調べましたらば、平成25年までの利用ということですので、25年までのご利用があったということでございます。

(委員長) 訂正でよろしいですね。

それでは、皆さんご了承ください。字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第31号 令和2年度鴻巣市水道事業会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) ちょっと素朴な疑問なのですけれども、1ページのまず給水戸数のところの説明で、プラス500戸というお話がありました。それで、その次の21ページのほうの加入金のほうでは620件という予算が組まれているわけなのですけれども、この差というのはあくまで給水の戸数だから、増えるものもあれば、当然閉めるものもあると、その差が120あるという計算でまずいいのかしら。

(都市建設部参事兼水道課長) あくまでも加入金についてはもともと増径も含まれていますので、増径、13ミリから20ミリに交換する件数も含めの件数を一定の加入金として見込んでいるということです。

(秋谷) そうすると、10ミリから13ミリに上げる件数というのはどれくらいあるのですか、増径する件数というのは。含まれているというお話だけれども。それは、加入金以外どこに反映されるのだろう。戸数的な数でいったら同じだから、加入金は変わらないよね、当初に入るから。

(都市建設部参事兼水道課長) その差、13ミリから20ミリ等の改造する件数等を見込んで620件としているもので、出し方としては過去の量を見込んだ形です。改造については、もちろんこれはもともと給水戸数に入っていますので、そちらのほうは含まれないで、新設で増加する分と、

撤去もありますので、この部分と最初の給水戸数を合わせて設定はしておりません。

(秋谷) ちょっと加入金のところで聞きたいのだけれども、増径をすると加入金はさらに上乘せでお支払いするのかな。ちょっと私の家庭でそういう増径ってやったことないから、実際例えば13ミリが幾らで、そこから20ミリに増径する場合は幾らかかるのですか。あるいは13の下というのがもし昔の水道のあれがあったら、昔仮に10というのがあったら、13に上げるには幾ら加入金を乗せなければならないのですか。

(都市建設部参事兼水道課長) 13ミリから20ミリにした場合は、差額が6万円掛ける消費税になります。

(秋谷) では、今の件は分かりました。

次が23ページで委託料、営業費用の款のところの委託料の水道施設運轉管理等包括業務委託で、浄水場7か所であるとか3か年の長期契約だということなのだけれども、私がいろいろ視察させてもらったところだと、仮に今回3年間は3年間でご説明のあったところでまずやってみて、それを見てさらに足せそうな、もっと委託をかけられそうな業務というのが、今回業務委託したもの以外に、このずらずらずらとある説明の中で何か該当するようなものってございますか。

(水道課副参事) 委員さんの新たに包括委託の中に含まれるものということのご質問かと思えますけれども、いろいろ今回の包括業務委託をある日発注するに当たって、その前の昨年度、導入支援業務委託というもの、包括業務委託の導入支援業務委託というものを委託で行いまして、いろいろちょっと検討いたしました。中には料金の徴収窓口業務ですとか、あるいは給水担当のほうの窓口業務ですとか、いろいろ支援業務の中で検討いたしました。ただ、今回に限っては、やはり浄水場に特化したものということで、なかなかやっぱり委託の種類が、浄水場の運轉管理という部門と、あとは例えば料金の徴収部門となってくると、なかなかやっぱり業種も違いますし、比較的浄水場関係であれば効率化、そういったものが、ある意味民間業者のそういった技術力で効率化が図れますけれども、例えば料金の業務については比較的検針員さんが主なもの

ですから、人件費が主なものですから、人工を減らすということはなかなかちょっとできないということで、料金の委託は今回はちょっと含めなかったというような、そういう経緯がございます。ですので、今後この3年後については、またどういった業務が包括委託に組み込まれるかというのは、またこれからいろいろと検討して行って、さらにまた包括委託ができるようなものであれば、そういった業種も入れるような形で考えていこうというふうに思っています。

(秋谷) そうしましたら、今のところの業務委託の長期3か年の契約で、単年度、今までの令和の元年までで、単年度で業務委託を別々で出していた金額と、この3か年分をまとめて頼んだ契約を単年度で割って、どれぐらい経費的なものは削減できたのでしょうか。

(水道課副参事) 以前に行っておりました個別での委託で行った場合と、今回新たな包括業務委託で行った場合ということで、いろいろ比較するのって比較的ちょっと難しいかなと思うのですが、例えば今年度個別で委託をかけた場合の、当然3年前になりますので、人件費ですとか、そういったものというのは大幅に金額が上がっておりますので、ある意味現状の人件費ですとかそういったもので想定して、個別で行った場合と、あと今回包括業務委託で行った場合と、シミュレーション的にちょっと比較検討はいたしました。実際今回包括業務委託の中で新規に含まれてしまっているものがありますので、新規に含まれているものというのは水道施設台帳を作成するものですとか、あるいは各種マニュアル、危機管理マニュアルですとか運転管理マニュアル、そういったものも今回の包括業務委託の中に含めてありますので、だからそういったものは除いてです。ですから、そういったものを除いて比較検討して、当然受けるベース的なものも考慮して比較検討して、おおよそ1,560万円、3年間にしますと4,680万円ほどの経費の削減が見込まれるというふうにシミュレーションで算出いたしました。

(秋谷) この業務委託の中に次亜塩素酸ナトリウムの購入の分が3年間含まれていたと思うのですが、今までだと次亜塩素酸ナトリウムは毎年毎年債務負担ぶって、年度の終わりに、もう次年度すぐ使えるよ

うにという作業をやっていたのだけれども、今後はもうそれは3年間ないという理解でいいのかな、まず。

（水道課副参事）次亜塩素酸ナトリウムの購入につきましては、包括業務委託の中に含まれております。ですので、今後3年間については次亜塩素酸ナトリウムの購入というものは特に行わなくても、委託業者のほうで購入して、少なくなればここに足していくというような形で、そういう委託の内容になっております。

（秋谷）次亜塩素酸ナトリウムがこのコロナショックのおかげで、何か消毒に使えるというので、かなり引き手が増えているらしいのです。そういう委託をかけた会社というのは、購入……次亜塩素酸ナトリウムがどれだけ流通がちゃんと確保されているかどうかというのは分かっていないのだけれども、万が一そういうあれないと、消毒がきかないから、水道水の。そういう心配は全く要らないと理解していいのですよね。

（水道課副参事）当然今回コロナウイルスですとか、そういったものが発生したときに、いろいろやはり経済的なものも大分心配いたしました。実際今回委託受けた業者のほうにも次亜塩素酸ナトリウムの購入について、例えば滞ってしまうとなると、やはり消毒できなくなってしまいますので、その辺のところは大丈夫なのかということで、ちょっと確認取りまして、以前私どものほうで契約していたところの業者がちょっとございまして、実際にすぐそこの業者と契約を結んだということで、長い間そういった取引していたそういう関係もちょっとありますので、その辺のところはしっかりと確保してあるから大丈夫だということで、業者のほうからその確認は取っております。

（秋谷）次が、同じ23ページの県水の受水費で870万立米購入予定だということなのですけれども、1立米当たりの単価って、これ幾らなのでしょう。これ割ればいいだけなのかな。もしすぐ出たら教えてもらいたいのですけれども。

（水道課副参事）県水の1立米当たりの単価ですけれども、税抜きで61.78円になります。

以上です。

(秋谷) ちなみに、水道というのは、税は何%なのですか。食料品だといえは8%だし。何%なのでしょう。

(水道課副参事) 10%になります。

(秋谷) 食料品ですよ、飲料水って。スーパーとかで水道水買うと8%ではないですか。何で上水道の料金は10%なのでしょう、上乘せ幅が。そののところでちょっと教えてもらいたいのだ。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後5時58分)



(開議 午後5時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課副参事) 飲み水以外ということですので、10%の適用ということになります。

(秋谷) この県水の受水のところで伺いたいのが、この間吉見のほうの、要は県水100%ですね、吉見は。あそこの高度処理水を今度県の水道の浄水施設に入れるという新聞記事を見まして、例えば高度処理水をしているそういう水の値段と、普通にこういう行田のほうの県水を受水するのと、こういうの単価って違うのでしょうか。この県の水の単価というのは違うのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後5時59分)



(開議 午後5時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課副参事) 高度浄水処理、あるいはそれ以外の浄水処理方法につきましても、県内は統一というような形になっております。

(秋谷) もしそういうことであれば、例えば行田の浄水場何かにも高度処理入れてもらったほうが、井戸とかの水、市内の浄水で入れているものもあるから、100%高度浄水ではないけれども、幾分よりおいしくなるようなイメージがあるのですけれども、どうなのでしょうかね。どうな

のでしょうかねという言い方も変だけれども、行田のほうにそういう高度の処理水を持ってくるような要望活動というのはできるものなのですか、県のほうに。どうせ同じ県水の値段で買うのだったら、よりきれいな……

（水道課副参事）県の用水供給事業がございまして、県の新三郷浄水場というのは実際に高度浄水処理をして配水しております。ですので、高度浄水処理された水というのは本当においしいのです。本当に臭さがないというか、もう本当に全く問題なくというような水というふうに聞いております。

今後県のほうの用水供給事業体についても、順次高度浄水処理は導入していくというようなこともちょっと聞いております。実際今委員おっしゃっていましたが吉見浄水場、あるいは大久保浄水場、秋ヶ瀬のほうあるのですけれども、大久保浄水場についてもたしか、ちょっと申し訳ありません、はっきりした記憶ないのですけれども、近いうち高度浄水処理のほうは行っていくというふうに聞いております。最終的に行田浄水場についても、当然高度浄水処理は行っていくかなというふうに考えております。ですので、そういった高度浄水処理された水となると、当然やはり原価高くなりますので、当然そういった施設を導入するに伴って、当然県水はある意味上がってくるのかなというふうに、これはちょっと推測ですけれども、上げざるを得ないのかなというふうにはちょっと考えております。ただ、安心安全なそういった水を今後県水は受けることによっては、こういう市町村でやっている地下水で処理するというような水よりかは比較的安全な水になるかなというふうに、しかもおいしくなるかなというふうに感じます。

（秋谷）そういうお話の中で、先ほど25ページの上段から2つ目、管網モデル構築・解析業務委託のところのお話で、上尾道路の影響を受ける浄水場のお話の説明だったと思うのだけれども、ここのところもうちょっとだけまた詳しくご説明頂きたいのだけれども。例えば対象の浄水場はどこになるのか。例えば私の勝手な想像だと、私の住んでいるエリアといったら宮前と登戸の際にある、あそこの登戸の井戸、井戸になるか、

あそこは浄水になるのかな、あとは馬室ももしかしたら引っかかってくるかな。引っかかってくる、自分のうろ覚えの記憶だとそれだけなのだけれども、そういった内容までもし詳しく教えてもらえたら。

(水道課副参事) まず、上尾道路の関係で影響の出る浄水場となりますと、馬室浄水場と、あと箕田浄水場、この2つの浄水場になります。この浄水場間については、口径的には約500ミリから400ミリの太い管で結ばれております。これは、当時第5次拡張といたしまして、その拡張事業において連絡管整備ということでやった事業になりますけれども、当然どちらの浄水場がダウンしても、お互いに融通し合えるというような、そういうふうな目的のもとに整備した管になります。今回たまたま上尾道路の整備区域がまさに連絡管の通るところに、まさに並行するというよりかは、本当にもう分断させていくような状態で上尾道路というものが構築されるというふうになります。そうなってきますと、当然こっこの、例えば荒川側のほうですと、あとこちらのJR側になりますけれども、分断されることによってかなりの影響が、旧鴻巣市内になりますけれども、かなりの影響が出るというふうに私どもも想定しております。ですので、今回業務委託でそういった影響ですとか、そういったものも当然調査して、今後ともそういった基礎資料に使っていくというふうに考えております。

(秋谷) 私ちょっと間違ったこと言ってしまった。箕田の浄水場は、もうあっちだよ。箕田と宮前境のほうになりますか。

(そうですの声あり)

(秋谷) 登戸のほうは井戸だ。浄水のお話は今分かりましたけれども、井戸の施設のほうというのは影響は受けないものなのですか、あの関係で。

(上尾道路ですかの声あり)

(秋谷) 上尾道路の関係で。

(道路課副参事) 上尾道路の開通に伴って、箕田浄水場の井戸になりますけれども、鴻巣10号水源という井戸がございます。その井戸ですけれども、たまたま井戸には当たらないのですけれども、そこを導水管とい

いまして、地下水をくみ上げて浄水場まで引き込んでいる導水管ってあるのですけれども、その導水管が上尾道路で完全に分断されると。場所としては、大体登戸保育所の近くになりますけれども、ですので導水管が、井戸が1本だけ、上尾道路に伴って影響を受けるというふうになります。

（秋谷）そうすると、上尾道路の影響で、例えば先ほど説明があった箕田と馬室の大きな管と、あとは井戸の部分と、例えば箕田と馬室の管がもし影響を受けると、どういったリスクというか、危険性というか、何かあったときに送れるようにという話だけれども、それがなくなってしまうわけだから、どういう影響が出るのでしょうか。

（都市建設部参事兼水道課長）今回の上尾道路によるリスクということですが、今現状が上尾道路に400から500の管がジグザグ、何回も横断しているような状態です。これは、なるべくなら17号については1か所とか2か所、そんなに何回も横断をさせるべきではないというふうに考えていますので、ある一定区間については入替えを考えています。その場合、ではどこで横断したらいいのかとか、そういった部分で今回の管網解析をして、一番効率のいい部分で横断させると。あとは、1本でいいのか、2本でいいのか、そういった何本も横断させたくないために解析をする、そういった業務をするものです。

（秋谷）今の箕田と馬室の連絡管の話でいったら、このたび地域連絡管を整備を実施するではないですか、川里のほうと鴻巣エリアをつなぐのかな。市内の例えばそういう連絡管というものは何本あるのですか。それが例えば何かの突発的なリスクがあった場合に、全部これにつながっていられる状態なのではないでしょうか。

（都市建設部参事兼水道課長）連絡管と呼ばれている、整備をしているのが、2年前に行った鴻巣一吹上間の連絡管と、今回整備する鴻巣一川里間の連絡管ということで、これは県の補助金を利用して行う事業です。連絡管とは言わず、以前からある先ほどの400ミリの管、これも連絡管、基幹管路ということになりますので、口径的には300ミリ以上の管が結ばれている、あるいは今回の鴻巣一川里に関しては200ミリなのですが、ど

ちらかの浄水場がダウンした場合に相互の利用ができるという範囲のものであれば連絡管というふうに考えていいのかなと思っております。今現状、鴻巣一吹上間は整備済みで、箕田浄水場と馬室浄水場については鴻巣の中でも整備済みで、今後鴻巣から川里にかけては来年度、再来年度にかけて整備する、そういった予定になっているのが連絡管事業です。

（秋谷）先ほど聞いたのは、例えば鴻巣で万が一ダウンしますよね。鴻巣がダウンする。そうすると、吹上と川里から入れれば、鴻巣市内の全域が例えばカバーができるものなのではないでしょうか。あるいはさっき言った馬室と箕田がありますよね。ここが万が一例えば上尾道路の工事の環境で一時的にでも管を付け替えるとしたら、この部分が分断するわけではないですか。そうなったときに、例えばほかのところの浄水でそのリスクをバックアップがちゃんときいているのかどうかということなのです。常光においても笠原においてもそういったリスクが全部バックアップがきいているのかどうか、そういう連絡管で。きいていないエリアが逆にあれば、そこのところにも連絡管を持っていかなければいけないだろうから。

（水道課副参事）連絡管を整備することによって、例えば旧吹上ですとか旧鴻巣、川里とあるのですけれども、ある意味連絡管を整備することによってバックアップが可能かというご質問かと思うのですけれども、実際に昨年度は鴻巣一吹上間を連絡管を整備しておりまして、来年については鴻巣一川里間がつながって1つの管網として成立するというか、整備されるかと思うのですけれども、実際に連絡管を例えば開けて、では箕田浄水場のほうから吹上地域のほうに水を送るか、あるいは吹上地域のほうから箕田地域のほうに水を送るか、あるいは同じように鴻巣のほうから、ちょっと箕田になるかと思っておりますけれども、箕田浄水場から川里のほうに水を送るか、また逆に川里浄水場からここに送られるとかと、いろいろ流し方はあるかと思うのですけれども、ただ実際にまだ今の段階では連絡管を開けるというか開放するということは、今の段階ではまだ考えておりません。

それはなぜかという、やはり口径がもうかなり大きいものですから、やはり流れが急激に変わりますので、急激に例えば200ミリ、鴻巣一吹上間ですよね、200ミリの口径ですので、それを開放することによってかなりの広範囲の影響が、流速ですとか、そういう流れる方向ですとか、水圧ですとか、そういったものがかなりの変化が生じまして、かなりの広範囲で赤水ですとか発生する、同じように鴻巣一川里間も同じかと思うのですけれども、そういったもの、そういったリスクがありますので、なかなかちょっと今の段階で、いつの段階で開けていくというのはこれから十分に検討して、やり方、方法、そういったものもちょっと検討していかななくてはならないかなと思います。

では、お互いに融通、実際に開けた場合に、お互いに融通し合えるのかとなるとやはり浄水場の規模というのが鴻巣のほうにおいては、箕田浄水場、馬室浄水場というのは認可数字上、もうかなり大きな認可能力を持っていますので、十分全てが賄えるかとなると、ちょっとなかなか難しいかと思うのですけれども、馬室、箕田であれば比較的川里地域の給水量であれば、十分賄える。これは数字上の計算ですけれども、川里地域については十分賄えるかなというふうに計算上は考えています。ただ、吹上地域においては、ちょっとどうしてもやっぱり位置的なものもありますので、箕田浄水場1基だけでは吹上浄水場のほうをカバーするというのは、やはりちょっと難しいかなというふうに考えます。逆に吹上のほうから、例えば吹上地域においても、主要な浄水場というのは吹上第二浄水場になりますので、ですから吹上第二浄水場から、では例えば鴻巣地域のほうに送れるかという、吹上地域のほうがやはり圧力的にはかなり下がってしまうかなというので、能力的に浄水場はちょっと違いますので、やはりそういったところがちょっとありますので、融通し合うというか、例えば仮に全体の主要な浄水場がダウンしてしまった場合というのは大幅に圧力低下が出てしまうというような、ちょっとそういうような現象になってくるかなというふうに思います。

(秋谷) そうと、今のお話だと、吹上地域のバックアップをまた何かしら考えていかないと、ちょっと今後いつというのは、また今連絡管を

川里とやるところだから、その次あたりには吹上地域の何かをバックアップしないとまずいという理解でいいのかしら。というか、そういう計画を考えていかなければならないということ。

(都市建設部副部長) そもそも連絡管を造ったときに、例えばなのですが、吹上第二がダウンしたときに、箕田浄水場の水を吹上のほうに入れます。吹上が賄い切れないというのではなくて、吹上にもう一つ第一上水場というちっちゃい浄水場があるのですけれども、そこは稼働しながら、まるっきり出ないのではなくて、圧力は下がるかもしれないけれども、水は供給できるというスタンスで連絡管を造ったのです。ただ、実際には、先ほど参事が話ししたように、まだ開けていない、実際にテストしていないので、これからテストして、実際にいざといったときには必ず使えるような状況というのは今後つくっていかなくてはいけないから、何のために造ったのだという話になりますから、それは今後吹上一鴻巣についても川里一鴻巣についてもやっていかなくてはいけないかなというふうには思います。

ただ、一応箕田と馬室が同時にダウンという想定は、申し訳ありません、しなかったのです。仮に箕田がダウンしても吹上のほうから行けるでしょう、馬室は当然稼働しているから、川里のほうにも行くでしょうというような状況の中で考えたものですから、本来はやはり両方ともやらなくてはいけないかなと思いますけれども、幸いなことに箕田一馬室間ってバイパス管というか、送水管つながっていますので、最悪行けるのかなというふうにも当時考えていたものですから、何とかそれで連絡管つけられれば、若干川里の中で共和小ですとか、あの辺ってぼっとするとかなり水圧落ちるのかなという想定はできたのです。ただ、それはまた今後、例えばですけれども、みずほ斎場辺りとかの県道部分を鴻巣一川里でまたあそこで1本つながれば、共和のほうも水出るのかなという考えは持っていたものですから、今後やっていかなくてはいけないかなというふうには思っています。

(川崎) 1点だけ、基本的なことかもしれませんが、1ページのところでご説明がありましたように、給水戸数につきましては5万400戸

ということで、前年よりも500戸増ということですが。年間総有収水量につきましては、前年よりも1万立方メートル減という説明だったかと思うのですが、節水型の機器の投入ですとか、そのようなこともあるのでしょうか、どのようにこの数字について把握されていらっしゃるのか1点伺います。

(都市建設部参事兼水道課長) 来年度、今年度より1万立方減ということは、今年度うるう年で1日分多いことになっております。この数字減の理由なのですが、一昨年と同規模ぐらいにしております。今、今年の毎月の状況なのですが、昨年度よりも給水収益のほうが減少傾向です。これが原因が何かというふうに言われるのですが、思い当たる例えば大きな物件がなくなったとか、そういうものではなく、自然的に収入というか有収水量のほうが減っているという。昨年度がちょうど決算で、ちょうど一昨年に比べて若干増えた。要は横ばい。カーブでいうと右肩上がりは横になったと。いよいよこれが下がるほうに差しかかっているのかなというのが感想です。ですので、来年度については給水戸数は増えていますが、上昇は見込めないということで、一昨年と同様の数字を予定しました。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 令和2年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度鴻巣市下水道事業会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) かなりぼんぼん、ぼんぼんいかれたので、分からないところはちょっと教えてもらえますから。

まずは汚水処理戸数が3万7,300戸の計画ですけれども、これが市街化区域における戸数、世帯割でいい、何%の普及率になるのでしょうか。

(下水道課長) 見込みになりますけれども、普及率で78%で見込んでおります。

(秋谷) あと、年間有収水量が戸数の増加割合に比べると0.3%増しか見込んでいないのは、これは世帯人数とかがやっぱり核家族化であまり水の使用量がやっぱり伸びないのと同じことなのかな。そのあたり、もし分かることがあれば。

(下水道課長) 使用量の減というのがありますけれども、やはり先ほどと同じようにうるう年というところも関係してくるところでございます。

(秋谷) 以前予算だか、決算だったか、決算のほうかな、不明水のお話を頂いたのですけれども、ここでいうところの不明水の説明に当たるところをちょっと教えてもらいたいだけけれども、予算書の中で不明水の項目というのは何かしら出てくるものはないのですか。

(不明水の声あり)

(秋谷) 要は混ざってくる水を処理した部分の費用があるではないですか。その辺の話。有収水量以外の。

(下水道課副参事) 26ページ、27ページの中ほどにあります3目の流域下水道維持管理負担金になろうかと、こちらが不明水も含めた処理費と

いうことになります。

（秋谷）そうすると、4億5,253万円からの負担金を払って処理をしていただくわけなのだけれども、このうちの不明水の割合は何%ぐらいを見込んでいらっしゃるのだろう。パーセントではなくて、量だけでいいです。

（下水道課副参事）たしか平成30年度の有収率が83.3%と、平成29年のときよりも上がったと思うのですが、そちらのほうを加味しまして、約80%の有収率と計算をし、ですから不明水は2割ほどということで計算をしております。

（秋谷）前に私、質疑を委員会でやっているときにちょっと勘違いをしていて、例えば降水量が多いと不明水の量もたしか増えるというお話だったと思うのだけれども、そうするとその不明水の量の見込みというのはあくまでこれは見込みであって、年間通じて天候とかの影響によってはその部分というのは圧縮される、あるいは場合によっては増えるという理解でいいのでしょうか。確認。

（下水道課副参事）秋谷委員のおっしゃるとおり、天候の雨量によってやはりどうしても不明水流れてしまうのですけれども、あとは毎年維持管理ということで、管の管理をしたりとかしている中で、なるべく不明水は防げるように日々努力はしているものですが、やはりその年その年の雨量は大きいと思います。

（秋谷）あと、今回原馬室地域とか大間地域、何でそのあたりのことを言うかということ、下水道施設を入れてもらうわけだけれども、要は暫定逆線引き地域で市街化になった方から、下水道を早いところ引いてほしいという要望というのは出ていないですか。そういうのはないですか。ないですかという言い方も変だけれども、都市計画税払うようになったわけなので、いろいろ分かっている方からしてみると、早いところ下水、面整備やってほしいという方はいらっしゃると思うのです。

（下水道課長）一応工事を始める前に順に説明をするのですが、その中で直接我々に早く入れてくれというお話を頂いたことは、私の中ではちょっとないのですけれども、特に苦情を言われるということもなくです

か。

（秋谷）今年度行う予定の北新宿のエリアであったり、原馬室、三ツ木、大間、箕田、これをやってもまだエリア的には逆線引きエリアの部分的な部分残りますよね。そのあたりまでを大体何年タームぐらいで見たらいいものなのでしょうか。今令和2年度の予算なのだけれども。

（下水道課長）一応令和2年度で終わるのが原馬室、三ツ木、大間、この3地区は来年度で終わる予定になっております。

（何事か声あり）

（下水道課長）失礼しました。上尾道路が絡む部分については、やはりその地区も残ってしまう部分はあるのですけれども、それを除いた部分に関しては一応終わる予定、その3地区はほぼ終わる予定にはなっております。あと残っているのは箕田地区になります。こちらのほうは、一応予定では令和4年に終わる予定にはなっております。あとは北新宿のほうは北新宿事業のほうの進捗に合わせて進めていく予定でございます。

以上です。

（秋谷）そうするとそのエリアが基本的に終わったら、大まかな面整備、市内全域の市街化区域の大まかな面整備というのはほぼ完了という理解でいいのですか。

（下水道課長）おっしゃるとおり、それでほぼ終わりということですよ。

（秋谷）では、そうすると、あともうここ一、二年見ればということですよ、お話だと。

それで、最後になるのが、本会議でも質問があったと思うのだけれども、大間、西部第3配水区の緑町地内の工事のお話が……付箋が見当たらないくて、資料はあるのですけれども、25ページでしたか……

（何事か声あり）

（秋谷）それではなくて、緑町の工事のほうなので……

（35の声あり）

（秋谷）35ですか。何か最近目が悪くなってしまって。ごめんなさい。西部第3排水区雨水管渠築造工事で、この緑町地内の工事でお伺いした

いのけれども、今回議案、議運請求の資料のほうか、要は宮前境から大間境、大間境というか、あそこの走っている水路がありますよね、あそこまでの管を築造していただけるという話なのけれども、勾配差が、高低差と言ったらいいのか、要は水路のほうが高い。それで、道路の下に埋設する管のほうが当然低い。だから、つまりこの部分をポンプアップするという計画なのかどうか、そこのところをお伺いしたいのだけれども。

（下水道課長）ポンプ等を使ってはいないです。自然流下でいける。今委員がおっしゃった水路というのは昔の水路でしょうか。

（ちょっと休憩してもらっていいですかの声あり）

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午後6時41分）



（開議 午後6時42分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（秋谷）休憩中にご説明した内容をもう一回ちょっとお話ししてもらっていいですか。ちょっと私てっきりポンプアップでその高さまで上げて、それで落とすのかと思っていたのです。ところが、そうではないみたいなので、そのあたりを。

（下水道課長）水路自体は今回の工事の中では使わないように、別ルートというイメージで道路の下に新しい管渠を入れて、そこから集水して30年度に完成した幹線につなぐというイメージになりますので、高低差は生まれなくなります。

以上です。

（秋谷）すみません。私が12月のときに質問させていただいた除草、調整池の清掃業務のほうか、これが本会議で質問があったほうだ。今回北新宿をやっていたかというお話があったと思うのだけれども、ほかのところを見たのか、それとも前回の台風19号の影響で取りあえず今回は暫定的に選んだのか。たしか私が質問した当時は、計画というか、全

ての調整池なり遊水地なりを確認した上で、計画立てて物事を進めていくというお話がまずあって、ただそれだと今年度の夏の時期に間に合わなくなってしまうから、暫定的にやるべきところがあるでしょうというお話でいっていると思うのですけれども、計画は計画でまた別途つくるのでしょうか。そのあたりについて。

（下水道課長）北新宿の2号池に関しては、もともと予定していたしゅんせつ工事になっております。大間の雨水ポンプ場の調整池については、委員おっしゃるとおり昨年度の19号の影響を見て、ちょっと優先的にこちらのほうのしゅんせつを行っていく予定としております。今後については、また計画的にというお話をさせていただいたように、計画的に、まだある調整池、その辺のしゅんせつを行っていく予定でございます。

（川崎）では、まず25ページなのですけれども、こちらのほうにつきまして、その内容についてちょっとお伺いをしたいと思います。まず、下水道管路施設調査業務委託料2,800万円、この具体的な内容についてお伺いをいたします。

続いて、ストックマネジメント実施方針変更業務委託料、この変更というのがありますので、この辺の詳細について伺いたいということです。あともう一つ、やはり同じページになりますけれども、雨水管理総合計画策定業務委託料、このことについては本会議でも質疑がありまして、雨水対策の計画を立てるということで、浸水対策として5年、10年、20年、それぞれの整備水準を定めるというような内容であったと記憶しておりますけれども、この3つの事業内容についてご説明をいただきたいと思っております。

（下水道課長）まず、下水道管路施設調査業務委託料、これについてご説明させていただきます。これは、30年度にストックマネジメント計画を策定しておりますが、その計画に基づいて調査をしていくものでございます。その調査をした後に劣化等が発見された場合は修繕、改築を後に設定して実施していくということになります。取りあえず今回は調査業務委託ということになります。

続きまして、ストックマネジメント実施方針変更業務委託料、これにつ

いては今年度、やはりストックマネジメント計画に基づいて市内のマンホールを調査いたしました。その調査の結果に基づいて、今度はマンホールを改築していくための業務委託をかけてございます。

そして、雨水管理総合計画策定業務委託、これについては一応今年度と来年度で策定をしているのですけれども、今年度については基礎調査ということで主にデータ収集のほうをしてございます。来年度についてはそのデータを基に、どのような浸水対策を取っていけばいいかとか、そういった方向性をつけていく業務委託でございます。

(川崎) 一番最後の雨水管理総合計画策定業務委託料についてなのですが、本会議の中で浸水対策として5年、10年、20年というような、そういう区切りがありました。そこについてちょっと詳細を伺いたいという意味で伺いました。要するに5年間でここまでやるとか、10年後がこうとか、20年後がこうとか、ちょっとイメージ的にこの数字の区切りが分からなかったのもので、その詳細をお伺いしたいという意味です。

(下水道課長) 当面というのが5年で、中期が10年、長期として20年ということで、一応区切ってはございますか、一応取りあえず5年の間で策定を行って、その後にもまた10年、20年と見直すことが必要かと思うので、そういった意味でそういった数字になっております。

(川崎) では、一つの見直しの基準というふうに捉えてよろしいですか。

(下水道課長) 見直すタイミングということですか。

(川崎) 最後になりますが、ページ数でいきますと35ページになります。西部第3排水区雨水管渠築造工事につきましてです。こちらのほうにつきましては、資料として頂いております内容によりますと、西部第3排水区における中堀第1号雨水幹線の築造工事は平成30年度に完了し、これにより大間地内から荒川までの雨水幹線がつながり、管渠等の断面を大きくしたことで排水能力を向上させることができましたということ、具体的にどれだけ排水能力を向上させることができたのかということ、数字で表せるものがありましたらお示しいただきたいということです。

また、来年度につきましては、ここに計上されておりますとおりに1億

5,000万円をかけて、説明が先ほどございましたので、ここの説明については結構ですので、今その完了した部分が具体的にどこまで排水能力を向上させることができたという、数字で示せるものがあればお願いをしたいと思います。

(下水道課長) 数字で示せるものはございません。もともと雨水管渠のないところに荒川側からずっと、下流からずっと整備してやってきたものですから、もともとなかったところに管渠を入れていきますので、数字でというのはちょっと今難しいかなと思います。

(川崎) では、聞き方として、排水能力を向上させるということで、要するに……要は冠水していたところが、その冠水がなくなるという、冠水していた部分が、件数が減ったとか、そのような苦情等があったわけです、これまで。そうしたことでの数字の示し方というのはできますか。

(下水道課長) 確かに冠水をしてかなり苦情を頂いていた経緯はあるのですけれども、今回この雨水管渠ができてから、その苦情を受けていたところからも全く苦情が来なくなりましたし、現地を当然私のほうも確認していますが、かなり排水能力が格段にアップしまして、多少冠水というか、ちょっとたまってすぐ引くという感じで、かなり効果のほうはあったと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いします。

議案第32号 令和2年度鴻巣市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後6時54分)